

◎議 事 日 程 (第 2 号)

平成18年12月13日 (水曜日) 午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第92号 愛西市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第93号 愛西市名誉市民条例の制定について
- 日程第3 議案第94号 愛西市表彰条例の制定について
- 日程第4 議案第95号 愛西市監査委員に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第96号 愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第97号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第98号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第8 議案第99号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第100号 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第10 議案第101号 市道路線の認定について
- 日程第11 議案第102号 愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第103号 愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第104号 (仮称) 愛西市八開児童クラブ施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第105号 平成18年度愛西市一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第15 議案第106号 平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第16 議案第107号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第17 議案第108号 平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第18 議案第109号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第19 議案第110号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第20 議案第111号 平成18年度愛西市水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第21 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員 (30名)

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
3番	三 輪 久 之 君	4番	日 永 貴 章 君
5番	吉 川 三津子 君	6番	榎 本 雅 夫 君
7番	岩 間 泰 彦 君	8番	田 中 秀 彦 君
9番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君

11番	鬼頭勝治君	12番	八木一君
13番	近藤健一君	14番	小沢照子君
15番	後藤和巳君	16番	堀田清君
17番	加藤和之君	18番	古江寛昭君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君
21番	永井千年君	22番	黒田国昭君
23番	中村文子君	24番	加藤敏彦君
25番	加賀博君	26番	宮本和子君
27番	石崎たか子君	28番	佐藤勇君
29番	太田芳郎君	30番	柴田義継君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	助役	山田信行君
教育長	青木萬生君	会計室長	杉山政男君
総務部長	中野正三君	企画部長	石原光君
教育部長	八木富夫君	経済建設部長	篠田義房君
		市民生活・	
上下水道部長	若山富士夫君	保健部長	藤松岳文君
福祉部長	水谷正君	消防長	古川一己君
佐屋		立田	
総合支所長	加賀和彦君	総合支所長	伊藤忠俊君
八開		佐織	
総合支所長	飯田十志博君	総合支所長	山崎敏次君
保険年金課長	水谷辰也君	児童福祉課長	佐藤敏彦君
高齢福祉課長	石黒貞明君	社会福祉課長	杉勝巳君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

おはようございます。本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

全員御出席でございますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第92号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・議案第92号：愛西市副市長の定数を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

議案第92号：愛西市副市長の定数を定める条例の制定についてであります。今回、地方自治法の改正で助役制度が廃止されて、副市長と変わりますが、愛西市においては定数1名ということでもあります。

そこで、今回、助役から副市長へと変わることによって、自治法上の権限の問題も変わってまいります。例えば市長が命じることにおいて、副市長はさまざまな政策や企画といったものをやったりとか、あるいは市長の権限の一部を任せるといようなことにもなってまいります。そうしたものは今後どういう形で規定をしていくのでしょうか。

また、こうした形で助役から副市長となって、また責任もかなり大きくなってくると思います。基本的に、やり方としては、今の助役をそのまま副市長として読みかえて、みなし規定をやっていくということもありますけれども、もう一度しっかりと、副市長となる限りは、やはり3月議会において選任議決をちゃんとやっていただいた方がいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

以上2点についてお願いします。

○総務部長（中野正三君）

それでは、真野議員の御質問に対してお答えを申し上げます。

権限の件でございますが、来年4月1日から副市長という形で地方自治法が改まりました。その4月1日までに、この問題について結論を出すということではなくて、そういう期限を示すということではございません。他市の状況等の情報もとらえておるわけでございますけど、これらのことにつきまして、まだ今後十分な議論、検討を踏まえていきたいというふうに考えております。

市長の権限の一部を副市長に委任ということでございますが、その事務を執行させる場合に

は、その旨を告示しなければならないと、改正後の法第 167条の 3 項に規定がされております。この場合において、事務の委任については規則として制定して、公布することによって告示にかえることができるわけでございます。他の規則等の整合性も考慮して、今後、内容を詰めていきたいというふうに思っております。

だから、再度申し上げますけれども、4月1日までにその告示をしなければならないということではなくて、この案件については十分煮詰めた後、そういう事項をきちんと見きわめた後にするという考え方を現時点では持っております。

それから、後段の部分でございますが、これは今回の地方自治法の一部改正の中で附則がございます。附則第 2 条、助役に関する経過措置というものがございますが、ここにあらわれておりますのは、施行の際、現に助役である者の経過措置の規定がございます。助役の任期の残任期間中は副市長として選任されたものとみなすということがされておりますので、真野議員が申されました19年3月議会ということの必要性はないと、法の方で規定がされているという考え方を持っております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

それでは1点目として、今後、規則などで詰めていくというような話もありましたが、もちろん4月までのところでそうしたものをやっていかなきゃならない。既に副市長制をとっているところでは、副市長が複数名いるようなところでは特に、それぞれの副市長に対するどういう分限を任せるのかとか、あるいはどんなことを担当するのかとか、そういったことも規則にうたって公表をしているというふうになっているところもあるわけですが、愛西市においては1名ということでありまして、やはり具体的に副市長に対して今後定めていくということになると思いますが、4月を待たずに、それが決まった段階で公表はされていくことになるのでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

今の件、何度も申し上げますように、この件におきましては、あくまで権限の一部をという形でございます。ですから、副市長に対して市長が権限を一部委任するというにおきましては、特命事項的な問題が私どもとしてはあろうかと思えます。その件につきまして、3月までに、現状でも委任事項がなくても副市長としての職務は遂行できるというふうに考えております。特命的なことが生じたときに、別に規則を設けて告示すると。それが3月までになされれば、それは速やかな公表といいますか、告示行為をもって公表したいというふうに考えております。

#### ○10番（真野和久君）

ということは、今のところは特別に定めるようなことはやっていないし、また今のところそういうことは考えていないということではないでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

考えていないということではなくて、現時点ではまだ未定といいますか、検討の段階であるというふうに御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第93号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・議案第93号：愛西市名誉市民条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言の許可をいたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、質問を行います。

議案第93号：愛西市名誉市民条例の制定について、2点お伺いします。

一つは、今回、名誉市民条例をうたうということで、次に出てきます表彰条例の中での功労者の上に、さらにこうした名誉市民というものを特別に表彰するということになると思いますが、1条で、功労が特に顕著な者に対して名誉市民としての表彰をするということになっています。非常に抽象的な話でありますけれども、また2条には、尊敬に値すると認める者というものもありますが、こうした1条、2条に関して、例えば今名誉市民の具体的な、こうしたような功績、あるいはこうした方に名誉市民としての表彰をしたいというのが具体的に考えておられるならばお尋ねしたいと思えますし、まただれか対象者があるのでしょうか。それがまず第1点目であります。

それから、市政功労者の場合ですと、その表彰を検討する委員会をつくっているわけですが、名誉市民条例におきましては、市長が議会の同意を得て決定をするということで、そうしたものを審査するような委員会の規定がありませんが、これはどうしてでしょうか。また、それをつくるような考え方はないのでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

それではお答えを申し上げます。

具体的には、現時点での対象者は、私どもとしては持っておりません。政治的なこと、社会福祉、産業及び学術・文化、それぞれの分野で世界的といいますか、国内も含めですが、活躍されている方、オリンピックや世界選手権の大会等での優秀な成績という方を含めて、市民が郷土の誇りとして尊敬に値するという方を念頭には置いております。この場合において、市と縁故が深いといいますか、そういう方たちを内容に踏まえております。旧佐屋と佐織にはこの条例はあったと思いますが、その中でも同じような文言があります。ただ、対象者としては持っていなかったということでございます。

それから審査委員会の件でございますが、これらの功績等におきましては、新聞・テレビ等

のマスコミ等で取り上げられたり、いろいろなところで取り上げられて、その知名度といますのは、愛西市ばかりではなくて全国的な知名度になろうかと思えます。こういうことを踏まえまして、私どもとしては審査委員会の設置としては考えておりません。あくまで、市長が議会の方々とその場で審査といたしますか、御協議を申し上げて、御同意を得て決定をしていくという形をとりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第94号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・議案第94号：愛西市表彰条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは行います。

表彰条例の制定についてであります。今回、これを具体化するに当たって幾つか質問を行います。

まず第3条の市政功労者にそれぞれ市長、議員、あと副市長等、主に行政関係、議会関係の方の表彰の市政功労者の表彰の件がありますが、それと同時に、第4条の方に一般功労者の中でも、規則の方にもありますが、実際（1）に当たるのはどういう方かという、議員とか教育委員会とか、基本的に全く同じになっていると思えます。ですから、市政功労者は一般表彰の一般功績者表彰の（1）に当たる人は、市政功労の表彰にも当たるということになっているんですけれども、これは重複していると考えるんですが、やっぱりこれはどちらかにすべきではないんでしょうか。そこがまず第1点。

それからまた、この市政功労者、一般表彰の審査を行う審査委員会が、副市長と、それから総務部長等、いわゆる部長級で構成をされるということがありますが、これは規則の方にもありますが、やはりこうした表彰するというのは、さまざまな市民の皆さんの意見や何かもいろいろと加味してやっていくことが必要だと思うんですが、そういう点で幅広く意見を取り入れるなり何なりということは考えられないんでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

第3条と第4条の重複ではないかという御質問でございますが、第3条、これは市政功労者につきましては、第5条において在職中は表彰しないものとする。つまり、退任した以降の表彰とするという形を原則としております。

第4条に規定する一般功績者につきましては、この在任中はしませんという特例規定はござ

いません。よって、現職の方であっても、一般功績者として表彰を行うものでございます。

ただ、ここの中で3条と4条、4条関係の規則で定めてある中で異なりますのは、執行側、つまり市長、副市長でございますが、その部分においては一般功績者として自治の関係の別表からは除いてあります。執行側においては除いてございます。この部分においては、退任後の年数を満たしておれば市政功労者として表彰をするという規定になっております。

市政功労者の方と一般功績者の要件を同時に満たしておって退任されるという形においては、一般功績者の方の表彰をするということを考えております。

それから2点目の審査会のことでございますが、第6条の資格除外でございしますが、ここが私どもとして考えて、この1号から3号まで、こういう個人的な案件とか、4号において市としてふさわしくない行為があった者と、こういう個人情報的なことが入りますので、私どもとしてはこの推薦の委員会のメンバーとしては、職員側で構成をしたという考え方でございます。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

もう一度確認したいんですが、重複して表彰する場合には、一般功績者として表彰すると言われましたね。違いますか。市政功労者として表彰するということですね。

ただ、どちらにしても特に議員とか公職につかれています方は退職後にそういう形で表彰されるならば、わざわざ一般功労者としても在職職員に表彰……。

#### ○総務部長（中野正三君）

私の発言がまずくて申しわけございません。

市政功労者と一般功績者が同じ年数をもって退任をされた場合においては、両方表彰するのではなくて、市政功労者の方で表彰をします。ただ、一般功績者の方で年数を満たされて、任期を継続してみえる場合においては、一般功績者の表彰をする。その後、退任されたときに市政功労者の表彰をするという形でございます。

#### ○10番（真野和久君）

ということは、例えば議員の場合だと在職中に12年になれば、まず一般功績者表彰を受けて、退職した後にまた市政功労者としての表彰を受けるということになるわけですね。ただ、公職者という関係でいけば、退任後でも構わないような感じもするんですけども、わざわざ重複して規定をするということに関して、あまり必要ではないような感じもするんですが、そこはどのようなふうに。ほかの他市の状況とかも踏まえて、どのようなふうに考えますか。そういうのは調べてありますか。

#### ○総務部長（中野正三君）

他市もですし、この4町村の中でもかつてそういうやり方でやってきたところもございます。そういうというのは、今、私どもが御提案している中で。

この第3条の市政功労者の方につきましては、あくまで現職のときと同じようなことで、同じようなことといたしますのは、礼遇のところでは規定はしてございますけど、行事等の御案内等をするという形がございします。長年、自治等に御功績のあった方に対して、そのような形で改

めてやるという形で御提案申し上げましたが、今、私どもも、後でまた申し上げる機会があるかもしれませんが、これは他市のものもいろいろと参考にし、また4町村のものも参考にした経緯でございます。以上でございます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

今、真野議員の質問を踏まえて何点か質問したいと思います。

まず、本条例の目的であります。この目的に書かれていますように、最初に来ているのは住民福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者と。その次に来ているのが、公職に多年従事し、その功績が顕著な者と、こういう表現になっておりますが、やはりこの条例の趣旨は、私は高い報酬を得て公職にある市長や市議などの市政功労者よりも、この一般功績者を優先すべきではないかというふうに思います。この1条がちょうどその順番にもなっておるわけでありまして、この表彰のトップが市長ということでは、いかにもという印象も感じられる方も出てくるというふうに思います。ですから、2条は一般功績者を優先するというのでいえば、一般功績者表彰及び市政功労者表彰とひっくり返すべきであり、3条、4条も逆にしなければならないのではないかというふうに思います。

ちなみに、隣の津島市を調べてみましたら、やはり津島市は一般功績者表彰を第1に持ってきて、その次に永年勤続表彰及び特別表彰ということで、長年公職にある者という順番になっております。ですから、私はこの津島市の条例と比べてみた場合に、やはり津島市の条例の方が順番からいって妥当ではないかというふうに思いますが、なぜ公職にある者を優先するというのか、前に持ってくる条例の書き方にしたのかということについて、まず1点、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから文言の問題ですが、第3条の5項の、前各号に掲げるもののほかという表現と、4条のその他という表現と、これは何か同じ文言ではなくて、このように区別したというのは理由があるのでしょうか。理由がなければ、文言の統一を図った方がいいのではないかと思います。お尋ねいたします。

それから3点目に、規則の方の、先ほどの別表1の問題であります。12年と15年と差がついているわけですが、これは5年と10年とか10年とか20年ということではなくて、12年と15年は極めて近い年数であります。なぜこのような差をつけるのか。意味がなければ、これも私は同じにするべきではないかというふうに思いますが、あえて勲章じゃありませんが、国の勲章でもいろいろ等級、等級ということについて疑問もあり、見直しの方向も検討されているわけですが、こうした表彰をする際に、このような年数の差というのは、意味がなければなくすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから4点目には、今回は旧4町村で表彰を受けた者が、いわゆるみなし規定で表彰を受けたものというふうになると思いますが、この4町村時代に表彰を受けた者の人数はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから5点目であります。例規集の中に、これに関連する愛西市市政功労者礼遇規程というのがありますが、この市政功労者礼遇規程の中には、現在、助役という表現があり、期間についても6ヵ月以上の端数は切り上げるというふうになっておりまして、今回の規則ではたしか切り捨てるというふうになっておりますが、これは礼遇規程をもう既に変えてみえるのでしょうか。もし変えてみえないとしたならば、これも統一を図っていただく必要があると思います。

以上5点について質問をいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、1点ずつお答えを申し上げます。

2条、3条、4条の関係のことでございますけど、私どもとしては、この順位といいますか、表現の仕方においては、この順番でなくてはならないというものではないというふうに考えております。これは、住民の福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者及び公職に多年従事。この公職の中においても、私どもとしてはその公職の立場でもって住民福祉に寄与された方々であるというふうに認識をしておるものでございます。

2点目でございますけど、第3条第5号の、前各号に掲げるもののほかという形でございます。そして、そのほか御指摘のありました第4条第11号の、その他市長が特に必要と認める者という形のつながりでございますが、私ども、ここの中で表現をこのようにさせていただきましたのは、第4条については、条例施行規則の中でその基準を委任してございます。その別表の功績事項の中に、その他市長が特に必要としたものという表現との整合性を考えまして、この案を作成させていただいたものでございまして、内容として変わるものではないというふうに考えております。

それから条例施行規則（案）の内容の中で、別表の15年及び12年との御指摘でございますが、これは先ほど真野議員にもお答えを申し上げましたけど、近隣ばかりではなくて、全国的なものを、最近ホームページで見られますので、そういうものを見て、集約的なところでこの12年、15年というものを定めさせていただいたことでございます。

それから旧4町村の中の表彰条例等、それから当時の町村功労者の人数におきましては、現時点でこの名簿は私どもは持っておりません。これは秘書室の方で礼遇の関係がございまして持っておりますので、後ほど永井議員にお述べをしたいと思いますけど、現在手元には持ってありません。

そして、愛西市発足のときに、4月1日で市政功労者礼遇規程がございまして。これは現時点でも廃止をしておりません。ただ、この議案がお認めをいただければと廃止をします。といいますのは、条例2ページのところで礼遇という形が出ております。これは市政功労者の方に対する礼遇でございますが、ここで網羅するということになりますので、お認めをいただいた段階で廃止をするという予定になっております。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

1条についての理解、この住民福祉については公職にある者も住民福祉に貢献しているとい

う意味だから、これは一般功績者だけではないという意味は、今説明がありました、私の質問は、公職者よりも4条関係の方の方が優先すべきではないかというふうに思っているわけですね。この点、周辺の市町村もいろいろ検討されたということでもありますので、当然津島についても見ていただいていると思いますが、そのあたりは考慮されなかったのでしょうか。意味がないからどっちでもいいという、今、どっちかというとなんな差をつけるものでもないしということであれば、やっぱり一般の功績者が最優先されるべきと、この趣旨からいったらね。そのように思うものですから、この周辺の津島市などの条例については、検討されなかったのでしょうか。

それから、今の3条の前各号に掲げるもののほかというのは、意味がなければ文言統一、一緒だというような意味のことを今言われましたけど、別表に合わせたと言われませんでしたか、今。だから、条例を別表に合わせるというのはわかるけど、当然同じ意味だということであれば、この文言の統一を図っていただく必要があるというふうに思うんですが、どっちでも、前各号に掲げるもののほかを、その他にしても、どちらも一緒であれば、これはやはり一緒にしていただく必要があるというふうに思いますが、そのあたりはこだわらずに、一緒なら一緒というふうに直していただく必要が、まだ今は議会中でありますので、思いますがいかがでしょうか。

その2点でお願いします。

#### ○総務部長（中野正三君）

他市の中に津島市が含まれているかどうかという問題でございますが、実は確かに津島市も見させていただきました。ただ、津島市ばかりではなくて、旧4町村のもの、そして津島市以外の部分も見させていただいた経緯がございます。この中で、表現の仕方においては、多数のものの中で、旧のものを参考にさせていただいておりますけど、その中でこのような形をとらせていただいた経緯がございます。

それから2点目のことでございますが、私の表現が悪くて誤解を招いたわけでございますが、その他市長がというのは4条のところでございます。それと、前各号に掲げるもののほかというものでございますが、ここのところの表現としては、私どもとしてはあくまで4号までのうちの関係者以外のところという形でございますので、号数が少ないということも勘案してこのような表現をさせていただきました。

そして、4条の関係におきましては、項目の一つとしてとらえたという考え方でございます。

今の整合性についてでございますけど、規則の方においては4条の11号に合わせた表現をさせていただいた。私の適切な御答弁ではなくてまことに申しわけございません。訂正させていただきます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第4・議案第95号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・議案第95号：愛西市監査委員に関する条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

議案第95号については、特にこの中で、附則の二つ目で愛西市に収入役を置かない条例の廃止という項目がありますが、自治法の改正で特別職の収入役を廃止して、一般職の会計管理者を置くことになったということではありますが、これに関連して、会計管理者についてちょっとお尋ねをしますが、当然システムの改修であるとか、いろいろ使っている帳票の整理だとか、あるいは印刷物などの修正などもあるというふうに思いますが、それら具体的に予算措置も含めてどういう問題が発生するのか、説明をいただきたいというのと、それから今、助役の補助組織設置規則ということで会計室が設置されておりますが、この規定はどうか。だから、副市長の補助組織設置規則とかいうものに衣がえして内容が少し変えられるというようなこともあるのかどうか、お尋ねいたします。

○総務部長（中野正三君）

今回の地方自治法の改正におきましては、収入役を廃しという形になります。この自治法では、19年4月から会計管理者を置く必要という形になります。今、帳票等におきましては、例えば納付書等におきましては収入役のところを愛西市助役という形の表現がされております。これは、事務兼掌という形の中でとらえられておるわけでございますけど、このシステムにおきましては、もちろん税の関係、口座振替、収納事務、保育料、集排等の利用料金の問題等を含めた基幹系システム及び財務会計、源泉徴収システムの改修が必要となると考えられます。この問題につきましては、地方自治法の改正に伴うものでありまして、今、委託業者といいますが、電算会社におきましては全国的な問題もありますので、委託業者としてはみずからの責任において、その問題の改修処理はすると。この金銭的な問題は発生しないという申し出がされておるわけでございます。

ただし、今後、新年度に向けて刷る帳票、つまり納付書等におきましては、これは改めたもので、今回12月に出させていただきましたのは、3月ではとても間に合わない部分がありますので、あらかじめの形が必要と考えて、12月をお願いした経緯がございます。ですから、今後発生する手持ちの納付書で4月以降も使うべきだというようなものにつきましては、ゴム印等、また収納印等の準備でございますが、この辺においては多額の費用がかかるという状況にはないと考えておりますので、補正とか新年度予算に入れるとか、そういう考え方は持っておりません。

それから、収入役、助役の関係の規則の点の御質問でございますけど、これにおきましても、

現在、どのようにするかということについて内部で詰めておりますので、早い時期に中の規則等の原案をつくって、内部での協議に付したいと。今現在、そのものを行っている最中でございますが、今後の中で協議していきたいというふうに思っております。

**○21番（永井千年君）**

今まで助役が収入役の仕事をやってきたと。特別職の助役がやってきたということで、今度は特別職ではなくて一般職ということになります。これは今まで収入役、あるいは助役の名前で印鑑が押されておったものが、今度は会計管理者ということになると思うんですが、具体的に今の会計室は、会計室長が会計管理者になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。会計室の組織については全く変更ないということなのか、変更があり得るのか、それもちよつと説明いただきたいと思っております。

**○総務部長（中野正三君）**

会計管理者が会計室長かということでございますが、会計管理者という言葉は市長とか助役、今後副市長となりますが、地方自治法上の名称というふうなとらえ方をするものであると思っております。ただ、それをこの愛西市の組織の中に入れるかどうかというところが、この尾張8市の中でもありますし、この35の市の中でも今議論が分かれている部分があります。といいますのは、地方自治法上の名前をもってこの職務に当たらせるのか、それから現のポストの名前で当たらせてもいいんじゃないかという考え方も、両極端な問題があります。これは、年明け、1月の半ばぐらいまでには愛西市なりの考え方を持っていきたいということを考えております。

それから、組織のあり方についてでございますが、現時点でそこまでの内容においては議論をしておりません。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第96号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第96号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

まず、ここは休憩の問題がありますが、休憩と休息の現状について御報告いただきたいと思っておりますが、45分の昼の休憩時間は労働時間には入らないということで、自由に職場を離れることができるということになっています。そして、おおむねこの4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分の休憩時間を置かなければならないというふうに現在なっておりますが、現状は、

この休憩と休息、どのようなとり方をしているのか。これは時間が、休憩も休息もなかなか一斉にはとれないと思いますが、どのような時間の幅をもってとっているのか。あるいは管理職にきちんと告げてとっているのか、あるいは適宜自由にこの休息时间というのは現在とっているか、現状報告をお願いしたいと思います。

それに関連して労働時間の問題で、当然理解をしていただいていると思いますが、打ち合わせの時間であるとか、あるいは後片づけだとか掃除だとか、そういった業務も労働時間の中に当然入るわけで、それを労働時間から外したところでサービス残業的に行うということは好ましくないというふうに思いますが、現状、こうしたものはちゃんと時間内にやっているのかどうか。これも現状を報告していただきたいと思います。

それから、7条も削除するということではありますが、国家公務員がなくなったので、この休息时间というものはなくなると。なくなっても、必要な休息というものは、業務にもよると思いますが、当然配慮しながらやっていかないと事務の効率も悪くなると思いますが、例えば入力するような業務は、1時間連続したら10分程度の休息をとるだとか、これは法律で決めた事項ではありませんけれども、当然そういう配慮がなされるべきだと思いますが、これがなくなることによって、そうした従来配慮されながら休息をとってきたということがなくなってしまうということになるとちょっと問題ではないかと思いますが、この7条を削除してから、現状との比較でどのように変わっていくのか、御説明をいただきたいと思います。

それから8条の第2項の、小学校に就学している子のある職員であって、市長が定める者と。小学校に就学しているということであれば小学校6年生までの間で、市長が特に定める者については早出・遅出の勤務形態ということも可能になると。だから、この2項についてつけ加わっているわけではありますが、これは市長が定めるということでもありますから、規則の方で具体的な事例を定めると思いますが、どのような事例がこの2項に該当してくるのか、説明いただきたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それではお答えを申し上げます。

現状ということでございますけど、私どもの職員の勤務時間に関する規定というものを持っております。この件につきましては、12月号の広報だったと思いますけど、この休息时间等においても広報に載せた経緯があります。その規定におきましては、休憩時間を午後零時15分から午後1時までとし、休息時間を午後零時から午後零時15分までとし、それから午後3時から午後3時15分までと規定をさせていただいております。

ただし、勤務時間等の割り振りがございます。特に窓口を持っているところにおきましては、現実には事務方におきましては3交代と。11時半からと午後零時からと、零時半からというような3交代の中でこの時間をとらせていただいておりますので、そういう一斉にとることができない部分、とるべきでないという部分においては、交代でやっているということでございます。お昼の部分はそういう形になりますけど、午後の3時から3時15分においては適宜という

形で、今なされております。

なお、現場といいますか、消防署とか保育士という部分においては、それぞれの職務に支障のない中でおやりをいただいているという形でございます。

打ち合わせ、ミーティング等におきましては、部内の打ち合わせ等もあります。私ども管理職においては時間外のところでやらせていただいておりますけど、職員の内部的なところにおいては、突発的なことはその直後ぐらいのところに来るかもしれませんが、おおむね中でやらせていただいているというふうに思っております。ただし、朝のミーティングにおいては、その日の確認事項でございますので、来客があるまでの間に済まさせていただきます。これは数分でございますが、その時点でさせていただいておる経緯がございます。

それから7条を削除することによってということでございますが、ここにおいては、合計1時間のものが45分という形になります。ただ、今御指摘の部分においては、パソコンの話だったと思いますけど、これにおいては今まででも8時半から、例えば正午までとかいう中での仕事の連続というものはあります。そういう中で、今御発言のありましたように、長時間、もちろん1時間を超えるような状況が続ける場合においては、集中力とか目の関係で非常に差し障りがあることがあろうかと思えます。そこにおいては、あくまでその所属の中で対応を、全体的に支障のない範囲の中で適宜という形でやらせていただいているところでございます。ですから、今後もそのことにおいては継続をするという形になろうかと思えます。

それから第8条第2号の追加の規定でございますけど、ここにおいては、実は勤務時間を前後させるということについては、その職場自体がそれに対応できる職場でないとできません。ということは、事務関係ですと8時半から5時15分というものを延長すると、前後させるというような内容の勤務時間をとらせることができません。そういうことが可能なセクションという形になろうかと思えますけど、これはそういう事案の中で私どもとしては対応をしていくという形でございます。ですから、必要な部分において、国の流れの中で、その必要な規則等においては改正をしていく所存でございます。

○21番（永井千年君）

条例の文言は変わったけれども、実態については改正前も改正後も変わらないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

最初の質問で、管理職に告げて休息をとっているかどうかということについての回答がよくわからなかったものですから、その点も含めて、じゃあ一体何が変わるのかと。配慮はしていくよと、今後も。決して労働強化となるようなことにはならないように、効率という点からいっても配慮はしなければならない旨の説明がありました。じゃあ具体的に何が変わるのかというのは、ちょっとよく今の説明の中ではわからなかったものですから、説明いただきたいというのと、それから具体的な事例、早出・遅出が可能な部署というのは、何を目的にして早出・遅出の勤務体系になるかということについて、これは例示はされないのでしょうか。

その2点、お願いします。

○総務部長（中野正三君）

前段の何が変わるのかという形でございますけど、これは休息時間をなくすることによって何が変わるか。お昼の休みが45分という形になることのみというふうに考えております。

あと執務が、目等を使って延々と続いて差しさわりがある状況においては、部署部署での申し出によってそれぞれ対応、というか、長時間、この15分に値するものは与えられませんけれども、別の仕事をやるとか、そして体調管理とかいう部分での配慮ということは今までどおりというふうに考えております。

それから後段の早出・遅出の部分でございますが、ここにおいてはあくまで早出・遅出が可能な部署、例えば、うちは夜間の勤務と申しますか、6時、7時までの部分は一部ではあるかと思っておりますけど、そういうところが念頭にあるということは思っておりますけど、具体的なものが国とか県の方からこのような感じのところできりなさいということはございません。

○21番（永井千年君）

そうしますと、現在想定はしていない、早出・遅出の具体的な事例は。職員から申し出があれば、例えば子供を迎えに行く必要がある。これは児童クラブや何かの関係も当然あると思いますが、自治体によって児童クラブの終わる時間なんかも違うわけでありまして、そういう点はどの程度配慮をされるのか、最後にそのことだけ確認したいと思っております。

○総務部長（中野正三君）

この件に関してですけど、実はお昼の休みを1時間という案もありました。この中でこの問題もあったわけです。といいますのは、1時間にすることによって開庁時間が長くなるという形で行っていただきました。この点もちろん市民の方に周知ということも出てまいりますけど、今のこういう問題をクリアしていく上においては、職員として対応するには、この5時15分というのがベターというような職員の総合的な考えもありましたし、他の市においてもそのような考え方で、ほぼ100に近いところがこんな考え方でやらせていただいたということでございます。

今、その早出・遅出の件でございますけど、これはその中で職員のやりくりが当然必要になってくるだろうと思っております。それを、私どもの考え方としては、単発的ではなくて、一定の期間、ずうっと続けなきゃならんという形があると思っております。そこら辺のクリアがそのところですべてなされれば、こういう形も市の方としては考えなきゃならんだろうと思っておりますけど、そういう想定では、現在はなかなか困難だというふうには考えております。

○議長（佐藤 勇君）

ここで10分間の休憩をとります。再開は11時5分からです。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・議案第97号（質疑）

#### ○議長（佐藤 勇君）

日程第6・議案第97号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。  
通告に従い、発言を許可いたします。  
最初に4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

議案第97号：愛西市税条例の一部改正について、二つ質問させていただきます。

一つ目に、附則、施行期日についての根拠をお聞きいたします。

二つ目に、今回、この入湯税の課税を行わなければならないことはいつわかったのか、この2点、お聞きいたします。

○総務部長（中野正三君）

それではお答えを申し上げます。

附則の施行期日を平成19年7月1日とした件でございます。このことにつきましては、条例に基づきます利用者、入湯者への周知及び施設側、特別徴収義務者の手続等を考慮いたしまして、半年の期間を設けたものでございます。

そして、この入湯税の課税を行わなければならなかったことがいつわかったかということですが、これは合併の前年の11月25日に、私どもとしては17年度の予算を組むために税分科会が行われておりました。その中で、旧佐屋町からこの入湯税の問題があるという話が出た経緯を承知しております。このためから現在に至っているということでございます。

○4番（日永貴章君）

先ほどの答えの1点目の利用者への周知、この方法についてはどのような方法で周知されるのか、お聞きいたします。

○総務部長（中野正三君）

この問題につきましては、施設側、特別徴収義務者が1施設でございます。施設側をお願いをして、張り紙とか、周知の方法を今後協議をしていきたいというふうに考えております。

○4番（日永貴章君）

最後に、今周知は施設の方にお任せしているというお話でしたが、先ほどの1点目のお答えですと、周知も考慮して今回の期日を決めたというお話があったんですが、結局周知の方法はわからないまま期日は決めているという認識でよろしいのでしょうか。それとも、施設側の準備にこの日程がかかるということは、これだけの期日は必要であるということは既に話し合いは終わっているという認識でよろしいのでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

終わっているということではなくて、継続しているという感覚で申し上げた経緯でございます。といいますのは、施設の利用者等の把握の中、そしてこの合併後の中で、この問題について施設側とのコンタクトはずっととってまいりました。そういう中で利用者、といいますのは、この半年間を持ったということは、当然その入湯税を賦課した利用料金を施設側としても表示、これはパンフレットといいますか、リーフレットといいますか、そういうものの絡みも出てくると思います。その辺も考慮してこの半年間を設けたわけでございます。ただ、1点、申し上

げの足りない部分があったわけでございますけど、この周知につきましては、施設側ばかりに任せるのではなくて、私どもとしてはホームページに載せるとかいう形は当然出てまいりますので、その辺において周知をしていく。ただ、施設のPRになるような表現の仕方だけは避けたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

今、日永議員の方からも質問がありましたが、合併の協議の中で入湯税の問題が出たということで、取るようにすると。それには合併してからすぐではなく、1年ちょっとかかったわけですが、そこら辺では合併してすぐ取るという方向は考えることはなかったのか。また、他市町村の課税状況、それが課税による予定収入は幾らになるのか、お尋ねいたします。

2点目の問題は、12月6日付の中日新聞に、老人休養ホーム「永和荘」開館時から地方税法で課税が義務化されているのに、旧佐屋町が30年にわたって課税してこなかったと掲載されておりますが、そういう点では理由があって課税してこなかったというふうに私どもも考えるわけですが、そういう理由があればお聞かせ願いたいということ。

3点目ですが、入湯税を課さない条項の中で142条の2の共同浴場、一般公衆浴場の対象施設が愛西市にあるのかどうか、その3点をまずお聞きしたいと思います。

○総務部長（中野正三君）

課税をするに当たっての経緯でございますが、先ほど日永議員に申しあげましたような経緯で、私どもとしては4町村のすり合わせの中でこのことが判明したといいますか、告げられたという以後の状況下でございます。

ただ、新規課税という形でございますので、種々の調査・研究を実は重ねてまいりました。ここの中で罰則の規定が罰金刑という形が、国が当時示しました準則の中でございます。この罰金刑についても、実は特別徴収義務者への罰金という表現でございます。ここが少し私どもとしては研究の重点に置いた経緯でございます。

この問題についても、名古屋の検察庁の検事とも協議を重ね、ということは、この罰金刑の問題につきましては、検察庁の協議、了解のもとに多くの書類を出して、この準則に基づいた条例を定めるというような行為も実は済ませてきておる関係でございます。そういうことであって、ずっとおくれたと。おくれ過ぎという御指摘だと思いますが、そういう点で御理解を賜りたいと思います。

他市町村の状況というところでございますが、弥富市におきましては宿泊150円、休憩150円、蟹江町においては宿泊150円、休憩50円という形になっております。ただ、同一の施設が新城、旧鳳来町にございます。ここが宿泊150円、休憩150円。基本は150円ということになっておりますので、こういう形がとられております。私どもも、そういう弥富市や新城市の状況を踏まえて、また全国的な状況を踏まえてこういう形をとらせていただいております。

収入が今後、19年度でどのような予測になっていくのかということでございますが、過去3

年の経緯等をずうっと見ておりまして、宿泊者はもちろん取る状況になろうかと思えますけど、休憩者においてはなかなかつかみにくい部分が実はありました。ですから、アバウトの数字の中であろうということは休憩者がすべて入湯するわけではないというのが施設の方のお話でございましたので、その辺は今後特別徴収義務者としてお願いする段階で、適切な処理をお願いしていくわけでございますけど、現行、大体月額21万程度という形でございます。ただ、そういう形になりますと、来年度、19年度は7月からでございますので、予算としては9ヵ月分、189万円という形になろうかというふうに思っております。それは、今後、その次になればもう少し詳しいものが出てくるというふうに考えておるわけでございます。

課してこなかった理由でございますが、旧佐屋町の職員、税務課長の経験者等をずうっと確認しておりましたけど、実はこういうことでずうっと持ち越されてきたという経緯がはっきりしてまいりません。その点で、私どもとして皆さん方に明確にお答えできないのは残念でございますけど、そのような形で、私どもとしては調査し切れなかったという部分がございます。

対象施設につきましては永和荘だけになろうかと思えますけど、共同浴場、一般浴場というものがあるかということでございますけど、これに類するものはないと考えております。これは、一般公衆浴場は公衆浴場法の許可を受けてなされるものでございますし、共同浴場というのは例えば社員寮というような形で、特定の複数の方が、家族ではなくて入られるものも入るだろうというふうに思っておりますけど、それに類するものはないと考えております。以上でございます。

## ○26番（宮本和子君）

今回、入湯税の関係で課税をされ、19年度で189万ということですが、私ども元佐屋町議員といたしましても、こういう入湯税の問題は、私も議員を長くやっておりますが、そういう話は一度も聞いたことがないということで、法律的には課税しなければならないというふうなことで、もしほかの方でこういう事情がわかれば、何らかの理由があったのではないかというふうに思うわけですね。

永和荘については、老人福祉休養ホームというような形で今まであったということで、福祉施設に準ずるということで取らなかったということで、ほかの弥富市や蟹江町では民間の宿泊施設があるということで、ずっと取られてきたというお話も伺ったわけですが、そこら辺では法律的に課税してこなかった、合併前にそういうことがわかって継続で取ることになったというお話しなんですけど、何かそこら辺ではすっきりしないものがあるわけですので、そこら辺はどうなんだろうかな。取らなければならなかったのに取らなかったということでは、やっぱりそれなりの理由があると思うんですが、そこら辺はもう少しきちんと聞きたいということと、それから大井にもそういった共同浴場的なところがあるわけですが、そういうところが私は対象になるかなと思ったんですが、今後こういった一般公衆浴場も建設されることも考えられるわけですが、そういったところには、休憩でふろに入ったりということで対象外というふうになっておりますが、そういうことではこれは継続して対象外になるというふうに考えているということでしょうか。その2点だけ。

○総務部長（中野正三君）

前段の件につきまして、今の宮本議員がおっしゃる内容があったかという話でございますけど、その点においても、私ども推測の域が出ないことだろうと思っておりますので、はっきり今現在そういう形があったんだということを踏まえて今日に至っているんだということは申し上げられる状況下ではないということでございます。

2点目につきましては、御指摘の箇所につきましては、実は私どもも調査をさせていただきました。これはあくまで信仰的な部分でおやりになっている部分があると。多分そういうものだろうと思っておりますけど、その部分におきましては、信者さん、イコール会員さんのものだと。非会員についてはまた別の取り扱いがあるようでございますけど、この件についても公衆浴場というようなところのとらえ方がされておられません。ということは、業としていないということでございますので、そういう取り扱いの中には保健所の関係は入っていないというふうなことを聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、27番・石崎たか子議員、どうぞ。

○27番（石崎たか子君）

今、宮本議員からも質問がございました、この12月6日付の中日新聞に大きく報道され、旧佐屋町の皆さん、議員も気づかなかったのかという、新聞報道を見る限りでは、そのように悪く言われております。しかし、私も周りに聞かせていただいて、当時の、もうお亡くなりになっておりますが、議会議長、そしてその御子息の周りにいらした人、私もその当時もお聞きしたんですが、何もない佐屋町にたまたま温泉が出たということで、何か大きな施設ということで誘致をなさったと。そして、そのときに、先ほどちょっと出ました福祉目的なので入湯税を取らないということも、その周りの方もお話を聞いたと。私も昔、そういうことも聞いておりました。だから、例えばその時点でとりあえず条例をつくって、今のような課税免除対象であるということにされておいていただければ、この「入湯税30年徴収せず」という見出しもなかったと思うわけでございます。

そして、なぜもう少し形態ですね。この中で経緯がわからないということですね。なぜこの税分科会でも調べていただけなかったかということ、一応旧佐屋の人間として寂しく、残念に思うわけでございます。

そこで、ただいま142条の2項ですね。この共同浴場、一般公衆浴場にかんがみ、福祉センターの方では課税免除なのに、同じ愛西の方が永和荘を利用する場合は課税されるという矛盾も、一般住民の方からも声が出ておりますので、この公衆浴場、そして一般浴場に対して、たまたまグラウンドゴルフや日帰り入浴をされる方に対しては、この条例というんですか、この項に当てはめていただいて、愛西市以外の方からは条例どおりしていただき、この条例もつくっていただいてやっていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

第1点目でございますが、これは中日新聞の関係でございます。これにつきましては、11月

28日火曜日午前中に議会運営委員会が開催をされました。午後、記者発表という形で、日にちを直後にするかどうかは別にして、記者発表という形で新聞4社とクローバーテレビが参っております。これは、市長、助役、私と企画部長が、秘書室長もおりますけど、対応をさせていただいております。この席で、実は議会議員の皆さん方にその日に送るもの、議会運営委員会でかけたものすべてそのまま実はお渡しをしております。これは旧町村のときも同じだったかと思いますが、その中で、この税条例という見出しの中で、今回、税条例の何を訂正するんだという問いが実は新聞社からありました。その中で、条例をずうっと見られて、入湯税だなあという形の問いが来ました。ここの問いに関しては言わざるを得ない部分がありました。ですから、相当詳しい突っ込みの話がございましたので、この席では質問には答えております。私どもとしては、この問題を相当聞いてきたものですから、二、三日後には載るかなあということは思っております。ただ、その後ずうっと載らずに、開催日の前日の夕方、5時ごろに記者の方から市民税の方へ補足の問いがあったということです。そこで、こんな形になったということがございます。

あと1点、先ほどの課税をしなかった経緯のところでは石崎議員が申されましたが、条例をつくれば入湯税の免除規定がということでございますけど、実は私どももその辺の考慮があるわけなんです。これは後段の部分でまた申し上げますけど、その辺ができない部分が実はあるということがございます。

入湯税の地元の方の免除ということでございますけど、この入湯税の課税の根拠、地元の方というのは、つまり老人福祉センターへ入られる方と、県の施設に入られる方との差ということでございます。ここの中で、一つ差が明らかにある部分があります。これは、実は入湯税の課税の根拠、地方税法第701条の解釈の部分があるわけがございますけど、入湯行為に付随する、この付随というのは宿泊、飲食、遊興等という形に表現がされておるわけですけど、するであろう奢侈性支出に担税力を見出して課税するものであるということがございます。

ですから、今、市民の方を別個にするという考え方を指して、その条例をつくる段階でそれを免除するという規定が実はとりにくい部分があるということがございます。以上でございます。

#### ○27番（石崎たか子君）

免除が難しいということがございます。いろいろ制約はあるかと思いますが、ところでこの目的税ということにはなっておりますが、他の施設では観光施設、環境衛生とか消防設備に使うということで具体的にありますが、条例の中では目的税を何に使うかというようなことを明記してございませんが、この点についてはいかがでしょうか。先ほど189万という数字が出ておりますが、この目的税、何にお使いになるか、お尋ねいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

予算の中では、具体的にここに充当するというような、これは市税でございますので、特定の目的の歳入ではございません、目的税とは言っているものの。ただ、充てる主たるところでございますが、この地方税法のところでは環境衛生施設、ここは今回のと

ころには当てはまりませんが、市が源泉を持っており場合においてはその部分、そして消防施設、消防活動に必要な施設と、あとは観光というような形になろうかと思えます。当市におきましては、該当する部分におきましては観光の振興、消防施設、その他消防活動に必要な施設と、この観光及び消防の関係という形のところへ振り分けるといいますか、念頭に置いて、その税の執行をするという考え方を持っております。

**○27番（石崎たか子君）**

地方税法4章、第4節入湯税の第701条の中に何に課税するか明記しますということですので、例えば地域の美化ですか、何かそういうのにとというようなことが明記されなくていいのかどうか。使われ方に対してもお尋ねしたいと思えます。

**○総務部長（中野正三君）**

使い方というところをあくまで特定するべきではないという考え方を私どもでは持っております。今の税の精神にのっとった使い方に終始するという考え方でもって、特定はさせていただいておりません。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございませんか。

21番・永井千年議員。

**○21番（永井千年君）**

今、歴代の旧佐屋町の課長にいろいろ聞いたけれど、やっぱりあまり経過はよくわからないというふうな説明でありましたが、国の監査のときになぜ旧佐屋町は入湯税を取っていないのかということで具体的な指摘を受けたと。その当時、同種の施設である木曾川荘にも問い合わせてみたら課税していなかったと。だから、様子を見ることになったというような話を実は私、聞いたことがあるんですが、いろいろ固定資産税の問題でも経過がよくわからないという話があるんだけど、そういう事実はあるのでしょうか。それが1点です。それは何年ごろの話なのかね。

それから旧鳳来町でしたか、同じ施設。ここはいつから課税をされているのでしょうか。しかも、同種でありながら、当然片や課税される、片や課税されないということについて指摘は一度もなかったのでしょうか。公的な施設でありながら、指摘がないというのもちょっとよくわからないというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

今の旧祖父江町にあります木曾川荘の件ということですが、合併前の課長ではなくて、その前の課長がその旨を私どもの中で言った経緯があります。ただし、その結論が、当時の祖父江町がなぜというところまでは、この聞き取りの中では申されていなかったんですけど、その辺の旧祖父江町自体がどういう事情であったのかということも、私どもとしては聞き取りの中でも、事務引き継ぎの中ではなかったということですが。

それから後段の部分ですが、新城がいつからということは、申しわけございませんけど、その部分において承知はしておりません。ただ、現状においては課税されているとい

うことだけは確認しております。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、次に進みます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第98号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第7・議案第98号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、次に進みます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第99号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第99号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

この電算システムは、以前説明があったあいち電子申請総合窓口に関するものだと思いますけれども、何でも電子システムで片づけるということに対しては、私、大変危機感を持っておりますし、かえって不効率になるようなものもあるというふうに考えております。

相変わらず住基ネットの情報漏れの事故は続いているわけですが、再度、住民の利便性と住基ネットのシステムとのかかわりについて御説明いただきたいと思っております。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それではお答えをさせていただきます。

市民の方の利便性はということでございますが、従来、印鑑登録証明書の交付の申請におきましては、本人あるいは代理人が交付窓口においでになりまして、印鑑登録証を添えて申請をされております。これが新たに自宅等のパソコンを使い、インターネットを活用し、各種証明書をいつでも申請できるあいち電子申請システムの項目追加に伴い、今回の条例改正に至りました。電子申請システムを利用した場合、印鑑登録番号を記入し、公的個人認証サービスによる電子署名を添えることにより本人確認がなされますので、交付窓口において印鑑登録証明書を受け取る際、印鑑登録証を持参する必要がなくなります。ただ、電子申請システムを利用した場合にあっても、印鑑登録証明書の受け取りは窓口に来ていただくこととなりますので、市

民の利便性としては窓口で申請書を記載しなくても交付が受けられる、また先ほど申しましたように、印鑑登録証を添えなくてもいいというようなこととなります。

住基ネットとの関係でございますが、今回の電子申請システムを利用するに当たって、まず住民基本台帳カードを作成していただきます。経費といたしましては、住民基本台帳カードの作成に 500円、電子証明書の作成に 500円、計 1,000円の手数料が必要となります。また、住基ネットは全国につながったネットワークでございますので、これに対しまして、あいち電子申請システムは、あいち電子自治体の枠内で構築されたものでございまして、電子申請届け出システムのネットワークがされておるわけでございます。両者のネットワークにおきましては、直接的にはかかわり合いのないものだと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○5番（吉川三津子君）

住基ネットとは大変関係のあるものですので、もう一度お調べいただきたいというふうに、1点最初に申し上げたいと思います。

それからあと、このあいち電子申請のシステムなんですけれども、分担金なり何なり納めていらっしゃると思いますが、その算出方法ですね。これ今回、印鑑の関係でシステムを愛西市も使うわけですが、こういうシステムができた場合、すべての市町村がそれを導入するのか、市でこれはやるけどこれはやらないという選択ができるのか。また、その選択によって分担金等が変わってくるのか、その点についてお伺ひしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず分担金のご関係でございますけれども、その関係につきましては企画部サイドの関係だと思っております。それで分担金のご関係につきましては、申しわけありませんが、詳細な金額の算定方法については後ほど御報告させていただきますが、考え方といたしましては、その構築に伴う負担金というのは当然生じてまいります。その一つの算定の根拠といたしましては、人口割、それから各市町村の事業費というものが当然出されるわけなんですけれども、それに愛知県下の市町村の重み係数という係数的なものが採用されるわけです。そういったものの一つの兼ね合いから、負担金といえますか、負担金的なものが算定されるというふうにとらえております。

それから、こちらの方から申請をして云々という形ではございません。これはあいち電子自治体システムの中で、いわゆる協議会の中で協議をされて、追加をされてくると。いわゆるあいち電子システム自治体協議会というのがありますけれども、その中でこういった項目については追加をしていこうという形で示されているのが現状でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

そうすると、このシステムを使うから負担金がふえるとか、そういう仕組みではないということで、このあいち電子システムに入っている自治体はすべて同じ足並みをそろえながら、こういった電子システムを導入していくということなのかということをお聞きしたいのと、それから印鑑登録のシステムについては以前お話があったように、機械の購入が必要ですね。ですから、そういった点もきちんと広報をしないと、これは使えないということだと思っております。どれぐらいの利用者を見込んでいらっしゃるのか、その点についてもちょっとお聞きしたいと

思います。

**○企画部長（石原 光君）**

一応、先ほど申し上げましたように、追加項目につきましては、あいち電子自治体協議会の方で新たにこういったシステムについて稼働ができますよということですから、少なくともオール愛知県下、同じ手続項目については統一がされます。

それから2点目の、カードリーダーとかそういった関係で御質問がございましたけれども、以前にもこれは御説明を申し上げておりますように、その申請に当たっては経費がかかるわけです。その住基台帳カードの作成、これは当然ながら500円というものが決められておりますし、その他の経費といたしまして、電子証明書の作成に当たって500円、それからそれに係るカードリーダー的なものも必要になってくるわけでございます。ですから、今PRという話もございましたけれども、本年、電子申請システムの関係についてアンケートもっておりますし、当然そういったシステムを使用するに当たっては、そういったカードリーダーといったものも必要になりますよという部分につきましては、当然今後とも自治体協議会との連絡をとりながらPRに努めていかなければならないというふうに考えております。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

現在、公的個人認証カードを愛西市で持ってみえますのが45件ございますので、御報告させていただきます。

**○5番（吉川三津子君）**

最後に一言だけ、印鑑登録の先ほどの手続から考えても、やはりかけるコストと利便性から考えると、大変むだなものが多いのが今のシステムではないかというふうに考えておまして、私自身はこれはあまり広げてほしい、広報してほしいという気持ちはあまりないんですね。ですから、愛知県下でやっていることではありますけれども、市町村のそういった現場の利便性ということをきちんと協議会の場で発言していただいて、より住民の方の利便性につながるようなものを進めていただかないといけない。やはりそういったみんなで作るものに対して、大変市町村が無責任になっているのではないかというふうに感じておりますので、その点、私の意見として述べさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第100号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第9・議案第100号：愛知県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

後期高齢者医療広域連合の設置についての質問を行います。

後期高齢者医療は、なぜ広域連合で行うことになったのか。広域的な問題を処理するために、都道府県があるのになぜ後期高齢者医療制度に限って全市町村の広域連合をつくるのか、その点をまずお聞きしたい。

2点目は、議員の定数はどのような基準で決定されたのか。また、議員選出市町村は決定されているのか。

3点目は、共通経費負担割合が都道府県によって違うが、どのように決定されるのか。また、所在地は名古屋というふうになっていますが、場所としてはきちんと決定をされているのか、職員体制はどうなるのか。

4点目には、広域連合と市町村の役割はどうなるのかということで、暮らしに密着した保険料などの議案は、各自治体で議論できる体制になっているのかどうか、その点、4点まずお聞きしたいと思います。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、なぜ後期高齢者医療広域連合で行うのかということでございますが、この広域連合の設置につきましては、法律の規定により都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設けるものと義務づけられておりまして、これに従いましてお願いをするものでございます。

2点目の議員定数につきましては、市町村議会においても定数削減がなされている中、各市町村1名ずつとした場合、住民の理解が得られにくいと、30人程度が適当ではないかという意見が多く出されました。そこで、県内を名古屋市は単独、その他の地域は広域市町村圏ごとに14地区の選挙区に分け、負担金の割合と同様の基準で算出した定数を定めております。また、選出につきましては、関係市町村において今後調整がなされるものでございますので、よろしくお聞きしたいと思います。

3点目の、経費の割合が都道府県ごとに違うがということでございますが、介護保険の広域連合等の状況を参考にいたしまして、小規模な団体の負担を少しでも軽くするという事で、均等割10%、高齢者人口割が45%、人口割45%の構成比という結果となっております。ちなみに愛西市の高齢者人口につきましては5,526、人口割は6万7,072という形になっております。

4点目でございますが、職員体制につきましては、現在、準備委員会の事務局として愛知県市町村国保連合会からの派遣による14名の職員体制により、愛知県国保連合会の中で事務をとっております。まだ予定ではありますが、場所についてはこのまま愛知県国保連合会の中で事務がとられるものと思っております。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

4点目の広域連合と市町村の役割はどうなるかということと、保険料の議案は各自治体で議論できる体制になっているかということと、もう1点ですが、2点目のところで、選出市町村

がもう既に決定をされているのか。今いろいろ答弁がありました。こういったことを実際にどこで決められてこういう形になっているのかというのがなかなか私たちにはわからない。こういうふうに決まっちゃって来ているという感じがするんですが、県が中心にこういう案を出されているのかということで、3点ほど、とりあえずお聞きしたいと思います。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

まず保険料の関係でございますが、この保険料率の決定につきましては、広域連合の中で検討をされてまいります。市町村の事務といたしましては、保険料の徴収、納入通知書の交付、保険料の減免申請の受け付け等になってまいりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、先ほどもお答えをいたしました。議員の関係でございますが、今後調整がされてくるものと考えております。よろしくお聞きしたいと思います。

○26番（宮本和子君）

今もちょっとお聞きしたんですけれども、具体的にはある一定の方向が出ているという感じがするわけで、先ほども議員選出市町村はまだまだこれから調整してって、どこでそれを調整して決めていくのか、そこら辺がわからないんですが、どこでそういう調整をして決めていくんですか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

それでは、先ほど広域連合の議員の選出につきまして、選挙区ごとの経緯につきましてはお話をいたしまして、お尋ねはそれ以降の、それぞれの選挙区における議員の選出についてのお尋ねかと思っております。先ほど部長が答弁をさせていただいておりますけれども、基本的には広域連合の議員の選出というのが、今の事務局案といたしましては、統一地方選後に広域連合の議会の最初の会議を予定しておるようでございますので、当然その時期に間に合うまでの間に、各選挙区ごとの割り振られた構成しておる市町村の中で、事務局サイドも含め、議員の方々の意見も当然お聞きをしながら調整を図られていくものというふうに考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○26番（宮本和子君）

そういう点では、広域連合という形になりますと、住民の権利として請願とか陳情とか、議会傍聴などの規定が今後、そういうこともきちんとその中で定められていくのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

議会に係る事柄等につきましては、当然広域連合の中で議会が形成されます以上、そちらにおいて会議規則等、そういう諸般の決め事がなされると聞いておりますので、そういった事柄について、広域連合サイドの規約の中で定められていくものと考えております。

○26番（宮本和子君）

先ほども広域連合の議員については、各市町村からは1人ずつだと人数も多くなるし難しいということがありますが、他の都道府県ではばらばらではありますけれども、やはり1人ずつ選出されているところもありますし、海部津島地域で議員が2人ということでは少ないのでは

ないかと思えますし、やはり各自治体での住民の意見が、それでは私は反映できないというふうに考えますし、また議会でどのような議論がされているかという問題も、きちんと各市町村の議会に反映されることができるのかということを考えますと、これでは海部地区・津島地域で2人というのは少ないと考えますが、その点ではどのような考え方を持っているのか。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

その点につきましては、先ほど御説明を申し上げましたように、30人程度が適切であるという基本線をもとに、この議員定数が定まっておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

○26番（宮本和子君）

そうしますと、2人の議員が選出された場合、各市町村の議会なり何か、そういう広域連合で話された問題はこういった形で各市町村のところにその問題が、こういう話し合いがありましたよ、こういうことが決まりましたというのはどういう形できちんと報告をされ、それが今後やられていくことになるんですかね。各自治体へ決められたことがどういう形でおりにくるのか、そこら辺をもう少しお聞きしたいと思います。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

その件につきましては、当然広域連合でいろんなことが定められると思いますが、私どもの方へその報告がなされ、またそれを議会の方へも御報告していく形になろうかと思っております。

○26番（宮本和子君）

きちんとそういった報告がされるということですが、議会で議論する場所というのがないわけですよ、そういう点では。報告を聞くだけという形になるんですよ。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

先ほど申し上げましたように、御報告といいますか、審議されたことを御報告するよう形になろうかと思っております。

○26番（宮本和子君）

それから、先ほども共通経費負担割の均等割が10%ということですが、先ほども人口の少ない市町村なんかでは考慮して10%にしているというんですが、やはりそういうことを考慮したら、やはり5%の都道府県もあるわけで、そういう点では本当に人口の多い少ない自治体との差は出るわけで、均等割というのは少なくすべきではないかと思うんですよ。部長がおっしゃったのは、愛知県は10%ですので、そういう点では5%にすればもう少し、それぞれの規模の小さいところに負担割合が少なくなると思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

議員おっしゃるとおりでございますが、この愛知県は非常に大きな市もございます。当初案がございましたのは、均等割を10%、また20%、30%、そんな形で案を出されたわけですが、愛西市としては一番低い10%のところが一番有利ではないかということで意見を添えてお願いをしておる状況でございますので、よろしく御理解がいただきたいと思えます。

○26番（宮本和子君）

均等割が10%、20%、30%という話があるということで、私は10%以上のところが全国的な統計じゃないのでわかりませんが、それはちょっとびっくりしたんですが、やはり広域連合ということでは、住民に直接負担がかかる保険料は勝手に広域連合で決定する、そういう形になっておりますし、また各市町村の議会では全然決定権がないという問題が生じてきます。また、後期高齢者の本当に必要な医療を受診できるようにするのが、愛西市としての住民の福祉の増進に責任を持つ自治体の役割ということになります。そういう点では、今後広域連合の発足で後期高齢者の負担がふえて、低所得者から漏れなく保険料を取り立てるという制度であると考えerわけですが、その点の見解をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○保険年金課長（水谷辰也君）

保険料につきましては、御承知のとおり、もう既に公布をされております法律の中で、この広域連合の行うべき事務、それからそれ以外に市町村で行う事務という明確な区分がなされておまして、今お話にございました保険料の決定というものは、まさしく広域連合の事務という区分がなされております。ただ、当然それは、基本的には今後国の方から示されてまいります政令等に、その基準となる算出の基礎というものが恐らく流れてくるであろうと考えております。当然それに従って広域連合の方で、愛知県全域における保険料の決定がなされていくべきものだと考えております。ただ、それぞれの各自治体にもやはりいろいろな特色等もございますので、そういった点の考慮についての意見等は、当然各市のサイドからの要望意見として、広域連合の方へは伝えていくつもりでおりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたし、ここでお昼の休憩をとらせていただきます。午後は13時30分から再開をいたします。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第101号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第10・議案第101号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

議案第101号：市道路線の認定について質問させていただきます。

まず最初に、今回認定されている佐屋地区8本、立田地区2本、八開地区1本、そして佐織地区7本について、それぞれ道路として完成したのはいつなのか、1点目に質問いたします。

次に、今後市道として認定予定の路線は、今のところ考えられているのかどうか、二つ質問させていただきます。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

まず1点目の御質問でございますが、市道1613、1614、1615、1616、1617、2391、3332、3333号線、そして北河田の270号線、勝幡266、267号線につきましては、平成16年から平成17年にかけて開発行為がされまして、それに基づいて道路がつくられたものでございます。鶴戸川西の175号線、これにつきましては平成16年に地盤沈下対策事業により管理道路として整備をされたものでございます。福原20号線につきましては、昭和60年の土地改良事業によりまして道路となっております。それから草平の285号線、これにつきましては平成4年に開発行為がされまして、その開発された当時、道路という状況で、当時の佐織町の方へ寄附されておったものでございます。草平の286号線につきましては、昭和60年に堤防道路への取り付け道路として整備がされたものでございます。これらは、いずれも地元の要望がありまして、今回認定をお願いするものでございます。

北河田の271号線、今実施をいたしております藤浪駅南の都市計画街路事業と並行して自転車置き場への進入道路としてあったものでございます。それから、西川端の233号線は囲領道路ということで、道路の形態をなしていたのがいつごろかということが、当時佐織町の職員だった人にも聞いたんですが、判明をいたしませんので、ちょっとこれについてはわかりかねます。

それから2点目の認定予定の路線はあるかという御質問でございますが、事業による新設の道路、それから宅地開発行為等に伴う寄附採納道路等、必要に応じて認定をしていきたいというふうに考えております。

**○4番（日永貴章君）**

基本的なことでもまことに申しわけないんですが、1点だけ質問させていただきます。

市道認定した路線に関しては、すべて市の所有という認識でよろしいのかどうか、この1点だけお願いいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

御質問でございますが、すべて市の所有名義になっているものばかりではございません。ちょっと説明が悪うございましたかわかりませんが、先ほど囲領の道路ということを申し上げましたが、土地改良事業とか区画整理事業等をされていない地域柄というか、土地がございまして、その中で通行権といいますか、通路のような形で、地元が地主等の了解を得て道路という形態をずっとなしてきた。そういうものが現在、当時佐織とか一部の中で町道認定して、それがそのまま愛西市道という形になっているものがございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、次に24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今、日永議員の質問とも関係してきますが、愛西市が市道として道路認定していく基準となっているものがあれば紹介いただきたいというのと、それから今出ました圏領ですが、所有は市ではないけれども、市道の認定をしている。この圏領の道路についてどのくらいあるか、市としての把握をされておるのか。また、その圏領の部分についてはどういう対応を考えているのか、お尋ねしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

まず認定の基準ということについてのお尋ねでございますが、これにつきましては要綱の中でその基準を定めております。まず第1点目が、路線が系統的で、交通上重要な道路であること。起点及び終点がともに国道・県道、または市道（以下「公道」という。）に接続している道路であること。起点及び終点のどちらか一端が公道に接続し、かつ地域の生活に密着している道路であること。国道または県道の路線変更もしくは廃止により、市道とする必要があると認められる道路であること。重要な公共施設に通ずる道路であること。このような定めを一応させていただきます。

それから2点目の市道認定の関係、今、圏領地道路の関係でお尋ねでございますが、認定の路線数等わかっておりません。といいますのも、先ほど日永議員の御質問の中でもお答えさせていただいたように、代表的なものは土地改良とか区画整理がされていないめくら地のような中で、地元が地主の了解を得て、いわゆる公道的な道路としてやってみえたもの、それを地元の方では管理しかねるということで、特に佐織の方で多いわけですが、町道認定をして町の方で管理する。それを愛西市の方で引き継いで、市道として認定してきたいきさつがございます。先ほどお話ししましたように、その地元の方で地主にお話をされて、公道的な扱いでやっておみえになるものをこちらの方へ受け継いだという形ですので、申しわけございませんが、何本ぐらいの路線に圏領地があるのかは把握いたしておりません。

#### ○24番（加藤敏彦君）

1点目の市道の認定基準は紹介いただきましたけれども、例えば寄附採納等が出た場合、そういう申し出があればすべて市道に認定されていくわけじゃないというふうに判断してよろしいですか。

それから2点目の圏領の部分につきまして、今、固定資産の問題で特別委員会もつくられ、現状の正確な把握、課税の問題ということが行われておりますが、道路についてもきちんと道路台帳を整備しながら、圏領の部分がどの範囲なのかということも掌握していかなければいけないと思うんですが、そういう道路の認定作業ですね。きちんとした台帳をつくっていくという点について、担当としては今後どのように進められるのでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

1点目の御質問でございますが、開発行為の申請のときに事前に関係部署の方へ協議がございますので、その時点で市道にそぐわしいかそぐわしくないかの判断をさせていただきますが、じゃあ100%すべて寄附したものは市道になるかということと言われると、状況に応じて対応

させていただくという形の御返事になろうかと思えます。

それから後段の、道路管理者として管理上、道路台帳を整備しているの、その辺は把握ができるんじゃないかというような御質問でございますが、道路台帳というものは、例えば愛西第1号路線なら1号路線、起点がどこで終点がどこで、幅員はどれだけで、それに伴っての附帯設備、どういうものがされているのかということでございまして、公図上、民地どれだけをお借りしていて、どういうふうになっているのかということまでは道路台帳の中では記載がございませんので、いわゆる認定した道路がどれぐらいの幅で、どれぐらいの延長数を市道として管理していくかという点の道路台帳上の整備はしてまいりたいと思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

今、部長の方から道路台帳の要件の範囲は説明がありましたけれど、そういう圏領の道路ということについて、問題点が起きるのは固定資産の問題とか、それから相続のときの問題とか、そういう問題が出たときに、市も対応せざるを得ないと思うんですが、道路の方の担当でないとなりますと、そういう問題はどこで把握していけばいいのか。把握していかなければいけないというふうに思うんですけど、その点はどのようにお考えですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

道路管理者として、先ほど申し上げましたように、道路部がどれだけあるかと、その点をきちんと把握していくということでお願いをしたいと思います。

**○24番（加藤敏彦君）**

市長か助役にお尋ねしますが、今のような問題はやっぱり把握する必要があると思うんですけど、その対応についてのお考えはないでしょうか。

**○助役（山田信行君）**

ごもっともな御指摘でございますので、よりよく勉強したり研究していきたいと思っております。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、次に21番・永井千年議員、どうぞ。

**○21番（永井千年君）**

まず最初に、愛西市の道路認定要綱が本議案の審議に必要だというふうに思いますので、配付をお願いしたいと思います。1枚の紙切れですけれども。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、審議に必要であれば、ここで暫時休憩いたします。

午後1時44分 休憩

午後1時45分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

**○21番（永井千年君）**

今回18路線ということですが、認定道路の市道の現状を幅員別に路線数や延長数など

がどのようにあるのか、ちょっと報告をいただきたい。特に4メートル以下の道路ですね。これが認定道路の中に何路線、延長数でどのくらいあるのかということについて、多分資料をお持ちだろうというふうに思いますので、この点、簡潔に御報告をまずいただきたいというふうに思います。

それから、認定要綱の中で4メートル未満の市道についても、特別に道路管理者が認める路線は認定対象になるというふうに第2条で書いてあるわけですが、もう少し、1から5までの中で、この1から5までに該当しないのにもかかわらず、市が必要と認める場合はどのようなものがあるのか、これもちょっとわかりやすく説明いただきたい。

今度の認定の基準から見ると、例えば今認定している、引き継いできた道路の中で、この認定基準に合わない、今改めてこれで全路線見直してみた場合に、合わないような路線があるのかどうか。そのあたりもこの認定要綱を定められたわけですから、改めて明確にしておく必要があるというふうに思います。これは、例えばあそこで認定しておるのに、何でここで認定しないんだという話は当然出てくると思いますので、そういう整理はされているのかどうか、これも御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、今回の認定についてであります、この18路線の中で4メートル未満を含む路線が、佐織で4路線で立田で1路線で5路線あるわけですが、この5路線について、この3条から言うと1から6までにすべて該当しなくてはいけないということになると思いますので、認定される理由は、ただ特別に道路管理者が認める路線ということになるのではないかと、いうふうに思いますが、個別の認定理由について御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど佐織を中心にしてある圏領を含む路線について、相当幅広く100路線を超えるところで圏領があるというふうに聞いておるわけですが、今この段階で、先ほど助役が勉強、研究していくというふうな抽象的な言い方をされましたけれども、これは僕はまず実態について正確な調査活動を、先ほど加藤議員が言いましたように、これはもう最低、早急にやる必要があるというふうに思うんですね。その中で、圏領の道路については町内がお金を払っている道路とお金を払っていない道路もあるというふうに聞いているんですけど、佐織以外のところについてはほとんどないわけですから、基本的に道路が私有地のままというのは好ましくない。じゃあこの圏領を、方向としては圏領でなくなるというのか、解消していくということだろうというふうに私は思うんですね。ですから、その解決の方向を、どういう方向で勉強、研究していくということなのか。その方向性は少なくとも示していただかないといかんというふうに思いますが、いかがでしょうか。

概算でも結構であります、大体、例えばこの前も学校用地の問題でありましたが、平米数についてどのくらい、例えばそれを買取るといことになりましてどのくらいのお金が必要なのか。今、担当者として考えてみえる感じ方でも結構ですけども、御説明願えないでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

通告質問の内容にかなり追加がありましたので、すべて明確にお答えできるかどうかわかり

ませんが、私の知り得る知識の中でお答えをしてみたいと思います。

まず一番最初の認定の現状について、これにつきましては道路調査票の報告書がございますので、それでお答えをさせていただきたいと思います。ただ、議員がおっしゃって見えました、いわゆる4メートル以上とか4メートル以下という幅員別の区切りが、4メートルという線が道路調査票では出ておりませんので、その辺だけは御了承をいただきますようお願いを申し上げます。

まず旧佐屋町地内で4.5メートル以上が延長にして12万8,531.1メートル、2.5メートル以上4.5メートル未満が16万2,712.1メートル、それから2.5メートル未満が4万4,636メートル、これを合わせますと33万5,879.2メートルになると思います。旧立田村でございますが、4.5メートル以上が11万2,042.3メートル、2.5メートルから4.5メートル未満が11万6,865.4メートル、2.5メートル未満でございますが1万230.8メートル、これを合わせますと23万9,138.5メートルになると思います。旧八開村でございます。4.5メートル以上が6万1,152.6メートル、2.5メートル以上4.5メートル未満でございますが13万8,251.7メートル、2.5メートル未満でございますが8,694.5メートル、これを合わせますと20万8,098.8メートル。旧佐織町でございますが、まず4.5メートル以上でございます。10万4,006.1メートル、それから2.5メートル以上4.5メートル未満でございますが7万9,077.8メートル、2.5メートル未満でございますが9,691.4メートル、これを足しますと19万2,775.3メートルになると思います。これが地区別の幅員別延長でございます。

議員質問の中で、地区別の路線数の関係も言われましたが、幅員別の地区別路線数までは手元に資料がございませんので、お許しいただきたいと思うんですが、まず佐屋地区の路線認定数でございますが1,356路線、立田地区でございますが560路線、八開地区でございますが817路線、佐織地区ですが671路線でございます。

それで、第1点目の御質問の中で少し答弁で触れさせていただいたと思うんですが、2点目の4メートル未満の市道はどれだけあるのかということでございますが、延長にしますと、先ほど1点目の御質問の中で御答弁をさせていただいたように、私ども申しわけございませんが、先ほど申し上げた道路調査票の中では2.5メートル以上4.5メートルという形になってございますので、その中に3メートル等は含まれておりますので、明らかに幅員4メートルを切る道路の延長というものでは、当愛西市の中では、先ほど申し上げました2.5メートル未満の旧4町村別の合計を足していただいた7万3,252.7メートル、これだけは4メートルの幅員を切るというふうに御答弁をさせていただけるかと思えます。

それで、認定の基準表、今お手元の方へ基準表が配られたかと思えますが、認定の基準から見ると合わない路線があるのではないかということでございますが、議員も御質問の趣旨の中で述べておみえになりますように、第3条のただし書きの中で、ただし、特別に道路管理者が必要と認める路線についてはこの限りではないという文言を示させていただいております。実際に家が立ち並んだ、いわゆる生活の用に供するような道路の中で、じゃあ地主なり地元なりが4メートルに達していないので、市道の認定をしてあげませんよと、道路の整備はしません

よという形になっては、日常、毎日家の出入り等でお使いになる道路は、やはり市道の認定を受けて、それなりに道路管理者として整備していくのが本来の姿ではないのかという考えから入れた文言であります。その辺は、地元の方からいろんな要望、御意見等をお聞きしまして、私ども職員が現地を見させていただいた中で、家等が複数あって生活に供するということが明らかであれば、それはやっぱり認定をしていくべきであろうと考えます。その認定をするというのは、先ほど申しあげました文言の中で対応をさせていただいて認定をしていくと、このように考えまして、今回、議員御質問の中で言うておみえになります4メートルを切る幅員のもの一部ございますが、お願いを申し上げているところでございます。

それから、囲領の関係についてお聞きでございますが、確かに好ましい形であるのは、いわゆる公道である以上は底地等が旧町村の名義、もしくは愛西市になっているのが本来の形であろうと私も思います。ただ、旧来の町村の、先ほど申しあげましたように、土地改良事業とか区画整理事業はやられずに、民法上も許されるようないわゆる通行権、そういったものが日常生活の中でだれもがひとしく認めて、一般の用に供するような形で、地元の総代、駐在員等から従来からのこういう道路の形態をなしている。地元で管理もできないので、市道認定をお願いしたいというものであれば、これはやむを得ないんじゃないか。ただ、ここで私どもも注意をしていくことが必要でございますが、開発行為等をされて、私道であるものまで市道認定をしていくというような考えは持っておりませんので、従来からの土地の形状の中でやむを得ず皆さん方御承知の上で公道的な扱いでやられてみえるものについては、旧町村がとっておみえになったような形をもって、当愛西市についても認定をしていくということでやってまいりたいと考えております。

それで、先ほど申し上げたんですが、解消をしていく方向づけをして、例えば面積なり延長なり、それを例えば市で買い取った場合、概算でいいけれどもどのぐらいになるのか、お答えをせよというような御質問をされたわけですが、加藤議員の御質問のときにも答弁で申しあげましたように、囲領の形でもいろいろあるわけですね。全く赤道も何もない状況の中で、地元で地主が了解をされたということで、全然道のないようなところを通路として長年使っておみえになった。それから、例えば1.8メートルなら1.8メートルの赤道があって、それを両側で仮に2メートルなら2メートルずつ皆が出し合って、それなりの道幅にして囲領道路としてお使いになってみえるもので、例えばここまでは一般の官地公道があるわけですけど、ここからは全然めくら地で、ないから、そこから何メートルかは、先ほどお話ししたように地主等の了解をとられて、地元で囲領としてのいわゆる公道的な取り扱いをしてみえて、認定をしておみえになる。いろんなパターンがございますので、道路台帳上は何号線については幅員何メートルで、起点はどこどこ、終点はどこどこ、延長は何メートルなんで、何号線の道路としてはこれだけのものがありますよというお示しは、道路台帳を見れば明らかになるわけですが、それを今度公図の中に入れ込むときに、果たしてそれができるかということ、例えば先ほど申しあげたように、土地改良事業等がされておりませんと、くいの確認すら不確定の中で果たしてそれがやれるかどうか。既に佐織町時代に認定がされて、道路舗装、側溝等がされておれば、私も

現実に見たわけじゃないんですが、舗装の中にくいが埋まっておるやもわかりませんし、そういう状況の中で、それを解消すべく現実に測量に当たるということになるのと、ちょっと私の頭の中では概算の概算でもというお話が仮にあったとしても、それだけのものが把握できない状況の中で、金額をこれぐらいになるんじゃないでしょうかという御答弁もさせていただきづらい、またできないというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

## ○21番（永井千年君）

ちょっと回答していただけていないのがあるんですけども、一般的にこの認定要綱の中で、認定の基準の中の3のところ、地域の生活に密着している道路という表現があるわけですが、今、別の言い方で、家があり、生活に必要だという説明がありましたが、今回の4メートル未満の5路線についてはすべて同じ理由というふうに考えてよろしいんですか。それをちょっと答弁をしていただけていないように思うので、お願いいたします。

それと囲領について、従来、佐織以外の旧町村では、例えば先ほどの1.8メートルで2メートルという話もありましたけど、それぞれ寄附採納して道路認定してもらおうという形で、私自身も私の家の前を寄附採納して認定して舗装していただいた経験があるわけでありまして、今後、例えば佐織の囲領のような状態が他の町村でも、佐織ではそうやって寄附採納もせずに私有地のまま提供し合って道路認定されていると。じゃあ佐織と同じようにしようかというようなことも、基準をきちんとしておかないと出てくる可能性もあるんじゃないかというふうに思いますが、その意味で、この囲領の問題についての方向というのはどういう方向で考えていくのかということ、本当に早急に明確にさせていただかないといかんというふうに思いますが、その点の心配はないでしょうか。

それから、今の囲領の場所は多分わかっていると思いますので、それぞれの町内に、例えばアンケートのようなものを一斉に行って、それぞれ現状把握に努めるということではできないかなと。その事実を押さえて、正確に事実を押さえるとなると測量という話も出てきますので、その前の段階で大体佐織地区であれば146路線に囲領があつて、その箇所は地図上ではこのあたりぐらいだというようなことは大体つかめるだろうと思うんですよ。それを概略的につかんでいただいた上で、早急に対策を立てていただくということは可能ではないかと思っておりますので、その点いかがでしょうか。そういったアンケート的な調査を行うということについて伺いたいと思います。

## ○経済建設部長（篠田義房君）

まず第1点目の、立田地区の鶴戸川西175号線、それから北河田270号線、それから草平の285号線、草平の286号線、それから西川端の233号線、5路線と言われたのはこの5路線の話ですね。これは議員御質問の中で言うとおみえになるように、生活に供する、必要だという判断をさせていただいて、今回認定のお願いをいたしております。

それから先ほど1回目の答弁の中でも少し触れさせていただいたんですが、囲領という文字といますか、言葉といますか、私も最初、聞きなれない言葉で、旧佐織出身の職員に聞いて

たんですが、これから認定していく中で、お互いに土地を出し合って道路の形態をなせば市が認定をするかということになると、先ほどもお話ししましたように、そういう考えは持っておりません。ここの今回お願いしております18本の路線のうち、西川端の233号線が先ほど来から御質問の中で出ております、いわゆる囲領地の道路になるわけですが、先ほども日永議員の御質問の中で御答弁させていただいたように、旧佐織出の職員の人に聞いても、何十年前からいわゆる道路の形態をなしていた。ただ、地元の方で管理をしておみえになったんだけど、家もあって、いわゆるその道路を使われる、生活の用に供しているの、市の方で管理をしていただくように認定をお願いしたいという形で、その辺のいきさつもいろいろと聞き合わせた中で、これは従来からのそういうような形態の道路であり、やむを得ないだろう。それは、どこの町村でも道路だけの関係にかかわらず、今までの町なり村なりのやっておみえになったいろんな歴史的な経緯があると思います。その辺の4町村の歴史的な今日に至るまでの経緯については、ある程度尊重をして市としても対応をしていくべきではないかと思、先ほどお話ししましたように、この路線については囲領ではございますが、旧佐織町であれば当然認定をされるであろう。であれば、当愛西市としてもそういう形をとるべきであろうということで、今回お願いを申し上げました。

最後に議員の方で、全部へアンケートを依頼して、その把握をしろという御質問でございますが、そういうことも必要であろうかと思、ただそれをやることによって混乱を招く、そういうことを私どもとしては避けたい。ただ、調査できる、例えばいろんなくい等の立ち会い、1年間に何百件と出てまいります、そちらの方でたまたまた道路の関係で公図と合致しないとこれは囲領であろうと考えます。すると、その立ち会いのときに駐在員等にお聞きしますと、これは囲領分がこれだけの幅入っているよというようなことも教えていただけますので、私もその立ち会いの決裁をやらせていただいておりますが、道路管理者の管理していく課の立場として、その辺についてはきちんと覚えなりをしていくようにという形で、時間はかかりますが、その辺はきちんと記録として残しておくようにしたいと思、先ほども申し上げましたように、議員のおっしゃる意味は私も理解はさせていただくんですが、今すぐアンケートをして、どこどこ路線についてはどれだけの囲領地を含んでどうのこうのと、そういったアンケート調査までさせていただく考えは、申しわけございませんが持っておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございますか。

○29番（太田芳郎君）

質問は通告してありませんが、今の問題に絡んで大変重要でありますので、発言してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 勇君）

はい、どうぞ。

○29番（太田芳郎君）

今いろいろ言われておりますが、問題は市道認定をされておって、現状は囲領でされておったと。ところが、その囲領費は地元の町内会で払っているという場合があるんですよ。先般、私はある地域でこの問題を1件相談を受けまして、解決をしてきましたが、旧佐織におきまして非常に多いんです、そういうところが。ですから、これは先ほど永井議員もいろいろおっしゃっていましたが、要するに後に出てきます学校の用地の借地の部分と似たような部分があるんですよ、性質的にね。ですから、借りっ放しでいいかどうかという話にもなってくるわけですよ。

そして、借りている部分についての免税措置がしてあるかしてないかという問題。

それから、特に佐織地区の、これは私がその問題についてある市の職員と議論したことがあるんですが、瀏高地区においては物すごくあるんですね、そういう問題が。これを解消しようと思えば、分筆していろいろやっておりますて買い上げたり何か、何億とかかるんですよ。そこまで話ししたことがあるんですよ。ですから、まさに先ほど言いましたように、学校の借地とよく似た性質がありますので、かといって放置しておくわけにはいきませんので、これは一度よくよく検討していただいて対処していくということが大事でありますし、先ほど言いましたように、市道認定をされながら、借地料も払わずに、あるいは税金はどうなっておるかという、その辺は担当の方で把握してみえますか、1点お尋ねします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

結論から申し上げますと、把握をいたしておりません。先ほど来、3人の議員の御質問にお答えした中で申し上げたと思うんですが、地元で地主と話をして、まず了解をとられた。それを、ちょっと年数はわからない部分がほとんどなんですが、何年来と公の道的な形で通路としてお使いになってみえた。大字もしくは字で管理することができないので、それを地元として大字もしくは字で責任を持つので、当時で言うと町道の認定をしていただきたいという形で町道に認定になったと聞いております。町道に認定になったものを、合併して愛西市になりましたので、愛西市にそれを受け継いだという形になっています。

私もその辺、何本ぐらいあって、何号線のどこにどれだけあるのかという複数の佐織出身の職員の方に聞いたんですけれども、先ほどお話ししたように、地元で責任を持って、そういう地主とのやりとりをやった上で町道としてをお願いをしたいということで来た経緯がありますので、それについてはわからないという、大変申し上げにくい回答で失礼なんですけど、そういうお話がありましたので、先ほど来そういった御答弁をさせていただいているところです。

#### ○議長（佐藤 勇君）

議員の中でも理解しにくい方もあろうかと思えます。これ議運の委員長ともよく相談をして、少し今議会の最終日までに全員協議会でも開くような形をとりたいと思えます。

それで、この件につきましては質問はこれで打ち切ります。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、次に移ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第 102号から日程第13・議案第 104号まで（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第11・議案第 102号：愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定についてから、日程第13・議案第 104号：（仮称）愛西市八開児童クラブ施設の指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題として質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案の 102号、 103号、 104号についてまとめて質問しますので、お願いします。

第1点目ですが、愛西市で初めて社会福祉協議会以外の民間に指定管理者の指定を行うという3施設ですが、それぞれの施設の職員体制はどうなるのか。また、現在社会福祉協議会で雇用されている立田北部、南部子育て支援センターで働いている職員はどうなるのか。

2点目ですが、事業収支計画の年間の予算はそれぞれ幾らになるのか。この金額がそのまま事業委託になるのか、お尋ねします。

3点目ですが、市直営社会福祉協議会の児童館、社会クラブなどとの調整、連絡体制は今後どうなるのか、その3点をまずお聞きいたします。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは御答弁させていただきます。

職員体制ですが、3ヵ所とも同じ条件ですが、常勤の館長、これは児童更生員兼務可能ということで、この方1名、それから常勤の児童更生員1名以上、それから児童クラブにつきましては非常勤の指導員2名以上、こういった基準で配置することになっております。

それから続きまして、先ほどのお話で、現在、社会福祉協議会に事業委託しておりますパートの職員のお話だと思いますが、これにつきましては引き続き同じ人が指導員等を行っていた方がよいと考えますので、指定管理者との雇用条件を整えば、新しい指定管理者の下で働いていただけるように、指定管理者と調整をさせていただきたいと考えております。

それから年間の予算ということでございますが、年間の予算につきましては指定管理料として立田北部は 1,521万 3,000円、それから立田南部につきましては 1,334万 8,000円、それから仮称の八開児童クラブの施設につきましては 1,575万 8,000円ということでございます。

それから連絡調整はどういうふうだということでございますが、児童館や子育て支援センターの管理運営について審議していただく児童館等運営委員会がございますので、この委員会等で事業等の調整を図りながら、地域に密着した事業ができるよう調整を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

そういう点では、職員の関係はきちんとかういった正職員は2名以上、非常勤も2名以上ということで、各館がそれぞれそういう形で契約してやるということですし、社会福祉協議会でも実際に働いている方たちの職員の皆さんは、各施設で働けるように調整をされるということ

ですけれども、この三つの施設ですけれども、それぞれ経験がばらばらですね。子育て支援センターの経験がない夢んぼと、また子育て支援センターは行ってきたが、児童クラブの経験のない美和多福祉会、またどちらも経験のない八開福祉会が今回は指定を受けましたけれども、各施設でサービスの内容で格差が出てくるのではないかという懸念があると思いますが、その点、今後どのような調整を行っていくかということ。

それから2点目の事業収支計画の年間の予算の関係ですが、この三つとも同じ内容になるかと思うんですが、多少200万ぐらいの差があったりしているんですけれども、それはどういう違いなのか。同じ金額でやっていけるのなら、そういう不公平のないやり方でやっていくのが望ましいのではないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

そして、児童館などの委員会で調整していくと言われますが、実際に働いて、管理者とか児童更生員の交流とか学習とか研修とか、やはりそういったことで交流が行われないと、サービスの内容に違いが出てくると思いますので、その点はどうなるのか。

それから八開児童クラブですが、今仮称となっておりますけれども、立田の子育て支援センターと同じような内容の施設として、今度は名称を統一していくのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは御答弁させていただきます。

メニューといいますか、やる事業で携わっていないところが今回あるというようなことでございますが、今回につきましては主な事業ということで、申請書で出させていただいております。先ほどの御質問の事業につきましては、やはり主な事業、特色ある事業のほかにも随時働きかけて、こういったものをしていただきたいというような事業がありましたら使用させていただいて、少しでも公平といいますか、同じようになるように持っていきたいということは考えております。

それから維持費の関係でございますが、違うのではないかということでございますが、やはりその施設によりまして若干点検とか管理とか、すべての面でやや数字的に変わっておるとというのが現状でございますが、同じ数字ではないということで御理解をお願いいたします。

それから研修ということでございますが、研修につきましては、現在公立の児童館とか、今度お願いするところにつきましても、今時点では合同の研修会を最低でも1年に数回は、お互いの情報交換とか、そういった関係でやっていきたいということは考えております。以上でございます。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

名称の関係でございますけれども、現在（仮称）八開児童クラブ施設ということになっておりますけれども、今回、この施設につきましては立田の北部・南部子育て支援センターと同様の事業をやっていくというようなことで募集をかけておりますので、そういった関係で、そのような名称を今後考えていきたいと考えております。

○26番（宮本和子君）

ぜひ研修の方は、民間であれ、どういう形にしても愛西市の子育て支援センターであり、児童クラブでありますので、そういう点では職員としての交流や研修は年に数回行われるということですが、やはりこれはきちんとやっていただきたいと思います。

そして、住民のサービスについても、公平でなければ私はいけないと思いますので、初めて経験のない施設も民間にお願いするということになりますので、当初は相当、この半年間の間にお互いに交流しながら研修して、4月スタートにきちんと混乱のないように、現在立田の二つの子育て支援センターは継続してやっていることですので、お母さん方や子供たちに不安がないようにやっていただきたいと切にお願いしたいと思います。そのことだけお願いして質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

たくさんですので、少しずつ分けて御質問させていただきたいと思います。

愛西市には特定の団体に無償で施設を貸している事例もあるわけですがけれども、この指定管理者制度というのは施設を団体に貸すものでもないし、入札でもないのがこの指定管理者制度であります。行政の目的を達してくれる団体を選ぶ。その行政の目的の実行部分を担ってくれる団体を選ぶのがこの指定管理者制度でありまして、中日新聞の12月7日にも蒲郡市の方で、指定管理者取り消しのニュースが流れております。私の知る限りでは、こういった取り消しの事例だけではなくて、撤退してしまう事例がたくさん全国で起きております。私は、指定管理者制度導入については賛成の立場です。うまく使えば、しっかりと行革の部分を担当してくれるということで、失敗を恐れずにやっていただきたいという思いはあるのですが、今回、この愛西市の選考に当たりまして気づいたことが何点かあるので、質問させていただきたいと思いません。

一般的に子育て支援センターというと定義がないというのは私自身も存じ上げておりますけれども、家庭で子育てをしている方の育児の不安とか悩みの相談、それから子育てサークルの育成、子育てについての講習会の開催、地域の子育て家庭に対する育児の支援を目的としているのが大体子育て支援センターというものであります。今回、立田の支援センターというのは、施設の大きさも限られておりまして、すべての児童にサービスを提供するというのは無理だというふうに考えております。その面で、立田村時代にこの施設においては学童保育と未就園児を対象にした施設としてスタートしております。そういった施設の大きさ等の事情、それからこの施設がつくられた経緯を踏まえて、行政としてこの施設で愛西市の持つどんな課題を解決しようとして公募したのか。また、どの年代の児童にどんなサービスを提供しようとして公募したのか、それぞれの施設で最低限実施すべき事業というのはどんなものを上げていらっしゃるのか伺いたいということ。

それからまた、次世代育成行動計画との整合性について、どのような考えのもと公募されたのか、その辺のところを伺いたいと思います。

2点目といたしまして、今回公募の事業の総額がさまざまになっております。金額が違えば、当然事業数も事業の内容も違ってきます。そういった点で、公正な審査がしにくいという事情があったのではないかと。その点、大変選定委員も困られるような公募の仕方がされたのではないかと。そういうふうには思っております。それに加え、立田の子育て支援センターにおきましては、常に専門家がいらっしゃるという事情がなかったため、昼間はほとんど使われていない、特定の団体が使っている程度の状況がありまして、例として今までの施設管理費とか学童の費用等が、例としてこれぐらいかかりましたよというのを挙げられましたけれども、実際には公募する方にとってはどれぐらいの事業を組んだらいいのか、そんな目安が全く示されないような状況で公募がされたと思います。そういった上限額を公募の段階で設定しなかった理由についてお伺いしたいと思います。

3点目としまして、国からの補助金とか交付金事業とかあるんですけども、補助金事業のう体制から徐々にソフト交付金という形で国からお金がおりてくるような仕組みに、大体地域と国との仕組みは変わりつつあります。今までは、ぶら下がっている補助金のどれを使うかということでマニュアルどおり事業をすればよかったんですけども、やはり仕組みが変わって、その町でどういう事業をしていくのかというプランを立てるといことが大変重要になってきているわけですけども、このソフト交付金、事業数も多くて、市が方針を持っていれば有効に使える事業がたくさんあります。例えば集いの広場事業とかも全国的に大きく展開されておりまして、議会でも私、昨年12月議会で取り上げまして、部長の方は集いの広場事業については指定管理者制度による事業委託事業を行ってもらえるように募集等の仕方も考えていくというような答弁もされておりました。また、ファミリーサポートセンターについても、愛知県では市で実施されていないところは愛西市と弥富市だけです。類似的なサポートセンターもカウントしているんですけども、そういった状況で補助金とか交付金、ソフト交付金事業についてどのような考えを持って公募をされたのか。財政的メリットというか、そういうものも評価に入れられたのか、それをお聞きしたいと思います。

4点目として、協定内容についても多分ほぼ選定団体と話し合いが済んで確定していると思うんですけども、事業計画を出してきた事業と実際に契約される中身とでどんな変更があるのか。委託金額とか事業変更についてどうなっているのか、まずその4点をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは御答弁させていただきます。

1番目の、どんな年代の児童の利用、また次世代育成との整合性ということでございます。設置条例にございますように、事業の対象となる児童は、すべての児童を対象としております。事業といたしましては、児童健全育成の事業者として子育て支援センター活動事業の一切に関することを掲げております。整合性については、「元気な子供と地域をみんなで一緒にはぐくむまち愛西」を基本目標としており、民間活力及び民間のノウハウを利用して公募をいたしました。

続きまして2点目の関係でございますが、総事業額について上限はというお話でございます。募集に関しては、事業等を実施するに当たり、それぞれの事業を考えていただくため上限価格は設けず、各申請団体から子育て支援事業のほかにも、それぞれ独創性のある事業を御提案いただき、事業内容、収支計画書等について審査をしていただいております。申請団体の事業実績、資産等も考慮し、安定的に管理運営を実施していただけること等を総合的に審査していただいた結果であると考えております。

三つ目のソフトの関係でございますが、各施設の事業内容はセンター事業の小規模施設の事業内容をクリアしていると考えております。集いの広場などのソフト交付金事業については、初年度の実施は考えておりませんが、指定管理業務が軌道に乗れば、事業実施について考えていきたいと思っております。委員の皆さんに補助事業などの概要説明も行って、補助事業等の提案についても委員会の評価に含まれていると考えております。

協定の関係で、事業計画の関係でございますが、御議決を賜って指定管理者と決まりますので、その後、指定管理者と細部にわたり協議し、協定書を締結していくということでございます。事業内容につきましては、今のところ、事業計画が大きく変わることはございませんが、各施設の整合性を考え、協議の中で調整することがないとは言えません。以上でございます。

○5番（吉川三津子君）

大変答えになっていないので、たくさんあるので大変申しわけないんですけども、1点目の具体的に年代を、すべての児童を対象だとおっしゃるんですけども、立田村のときも同じ設置条例のもとやっていたんですが、とても施設的に無理だということで、ある程度絞らないとやっていけないだろうということがあったんです。

あと事業計画についても、大まかなことをおっしゃいましたけれども、次世代行動計画の中には、具体的に何年ごろにこの事業をやる、単なるぼんやりとした児童の健全育成事業をするといったものではないはずです。市として、例えば働くお母さん方の支援をしていくためにこういう事業が必要だから、この事業は何年ごろにやるんだとか、そういったことも計画の中には含まれております。国の方も、具体的に緊急的なものについては早目にやれとか、そういう具体的な事業が上げられているわけで、私は今回、子供の健全育成とか子育て支援とか、ぼんやりとした目的を示して公募をしたということに大変問題があると思っております。

今、行革が大変進められている中、そういったぼんやりとした公募の仕方では、なかなか市がせねばならない事業が達成されないばかりではなく、市民の方々が望んでいないような、優先順位が低いものが先にやられてしまう。そういった可能性が大変高いのではないかというふうに思っておりますので、過ぎてしまったことはしようがないと思っておりますが、そういった指定管理者制度への取り組みのところに大変問題があったのではないかというふうに思っております。

それからあと、上限について設定しない方が、いろんなものが出てくる可能性がある、それは私も同じです。上限がなければ幾らでもそこに詰め込むことができる。でも、選定委員の方はどうやってそれを比較するのか。やはり選定委員の方の選定しやすい仕組みをつくるのが行

政の役割ではなかったのかというふうに思います。

あとソフト交付金、補助金事業についてもクリアしているとおっしゃいますが、具体的に何をクリアしているのか。私は申請書の方も拝見いたしました。どれが具体的にソフト交付金の事業としてクリアしているのか。補助金の事業につきましても、いろいろありますけれども、具体的にこれがクリアしていて幾らもらえるというようなものがなかなか見えないのが今回のものであり、もしかしてこういうものは必ずやってほしいならば、この事業は必須であるということをおっしゃるべきであり、補助金事業についても、これを利用したいということであればきちんと公募の中にうたうべきではなかったかというふうに思っております。

それからあと、一般的にまだ協定についての話し合いがしっかりされていないというお話ですが、一般的には議会の前に仮協定書的なものはつくって、お互いに大体これでやりましょうねというところまで議論して議会に出していただかないと、私たちは何を目安にオーケーかノーかというのをしたらいいのか。これから話し合って、できるだけこうしていきますとか、そういったことでは議会としての責任が果たせないのではないかというふうに思っております。

そういったことを踏まえて、選定委員会の事前の説明等についてお伺いしたいんですけども、一般的に行政の持つ目的を達成しているかどうかを判断していただくために、選定委員の方には事前に行政の考える施設像、子育て支援での課題、そういったものについて説明するのが当然ではないかと思うんですが、公文書によりますと、選定委員会は2回しか開催されておりませんで、応募者のプレゼンの直前あいさつなどを含めた15分間がとってあるだけの状況でした。その中で、委員の方々に行政の持つこの子育て支援の課題等について、どのような説明がされたのかお聞きしたいということと、この子育て支援センターは大変狭いです。本当に不十分な小さなセンターですが、委員の方々はこの小さいという現場を見られて選定されたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは答弁させていただきます。

今回の上程させていただいております三つの条例の関係でございますが、先ほどすべての児童という表現をさせていただきました。事業の対象となる児童はすべての児童ということで御理解を賜りたいと思います。

それから、児童健全育成の事業として子育て支援センター活動の一切に関するものを掲げており、①といたしましては健全な遊びを通して児童の集団及び個別指導を行うこと。続きまして、乳幼児とその家族に対する交流の場の提供及び親子で参加する行事の企画及び実施……。

○5番（吉川三津子君）

もうその部分については質問しておりませんので、事前に選定委員の方にご説明したのかということについて、簡単に答弁いただきたいです。皆さんに御迷惑をかけるので。

○議長（佐藤 勇君）

会議の途中ですが、ここで10分間休憩をします。

午後2時45分 休憩

午後 2 時 55 分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

続いて、5 番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5 番（吉川三津子君）

では、再度お答えいただくところから再質問させていただきます。

先ほどお話ししたように、選定委員会へのプレゼンの前に15分ぐらいしか、あいさつを含めて今回の公募の内容、それから行政の考えている施設像、そういったものが話されていないように感じるんですけれども、選定委員の方々に事前説明の機会を設けたのか、そういったお話しされた内容についてお伺いしたいというのが1点。

それから現場が大変狭いものですから、選定委員の方が自分の目でどういった施設なのかを確かめられたのか、見学された上でこういった選定をされたのか、その2点についてまずお伺いします。

担当課長からで結構でございます。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

まず1点目の、委員の方の説明の機会でございますけれども、委員の皆様には事前に募集要項、仕様書などの関係書類を配付いたしまして、第1回目の選定委員会におきまして申請者からのヒアリング前に地域子育て支援センター事業の説明、あるいはソフト交付金事業などの説明を行いまして、指定管理者選定における事業等の関連について御説明させていただいております。

それから、委員が現場視察をしたかという御質問でございますが、委員会としては現場を見学したことはございませんけれども、委員の中には、個人的に利用されてみえる委員もお見えでございます。また地元の委員もございまして、現状等委員には図面、あるいはそういった資料等も御配付しておりますので、十分御理解の上、選定いただいていると考えております。

○5 番（吉川三津子君）

一つ一つ、これはこういう問題があったとか、そういうことをお尋ねしていると、私、きょう1日が過ぎてしまって、皆さんに大変御迷惑をおかけいたしますので、指摘だけさせていただきますが、先ほど申し上げましたように、プレゼンの前、あいさつも含めたたった15分の中で何の説明がされたんだろう、市の思いが伝わったのかどうか、その辺が大変疑問に感じております。それから子育て支援センターの中、中に入らねば使い勝手がわからないものでございますので、やはり次回からこういった点にも気をつけていただきたいというふうに思っております。

それから次に、公平に、だれもが公募に参加できる日程設定がされたかということについてお伺いしたいと思っております。

今回、公募の開始が10月2日で、申請の締め切りが10月20日と、たった18日の期間でござい

ました。子育て支援センターの公募で大切なことは、子育て支援センターは施設の管理業務ではございません。中でいろんなサービスを提供するものでございます。ですから、施設管理におきましては、ほとんど、どんな方がやられてもある程度のレベルは達成できると思うんですけれども、こういった専門性のあるサービスを提供するには、そういった専門的な知識を持つ人の雇用が必要になってまいります。その人の手配がないと公募ができないわけです。ですから、公募期間が大変短かったという面においては、だれもが公平に参加できるような日程が組まれていなかったのではないかというふうに思っております。大体こういったものについては最低60日ぐらいが妥当ではないかというふうに、こういったことに詳しい方々の間ではされておりますけれども、公募予定者に対する事前説明会も今回は実施されませんでした。こういった中で、日程の関係で内部で問題にならなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

申請までの期間が極端に短いというお話でございますけれども、今回、募集要項を10月2日から配布いたしまして、申請書の提出期限は10月20日ということで募集をさせていただきました。短いという御意見もあろうかと存じますけれども、市の方としては極端に短いとは考えておりませんで、特に内部で問題になったということもございませんでした。

○5番（吉川三津子君）

内部では問題にならなかったかもしれませんが、そういった専門的な人を雇うというものがないと公募ができませんので、今回短くて、そういった日程の無理があると、やはり途中でリタイアしてしまったりとか、そういった問題が起きてきます。やはりそういうことも今後課題として考えていかなければならないということと、ほとんどの場合、こういったものについては公募者に対して事前説明会があります。先ほど申し上げたように、行政がどんな施設運営を望んでいるのか、そこで何をしてほしいのか、そういったことをしっかりと公募者に伝えることによって行政が望むような、地域の問題解決をしてくれるような団体が見つかってまいります。そういったことも今後やはり気をつけていただかなければいけない課題かと思っております。

あと選定委員会の採点の仕組みなんですけれども、これは相対評価でされたのか、絶対評価でされたのか、その点についてお伺いしたいというのが1点。

それから、八開のセンターでは1団体のみの応募でしたけれども、初年度の、建てられて1年目は直営という選択肢もあったかと思うんですが、そのような議論がされたのか、そういうことが前提にあったのか。それから、八開センターにつきましては2,100万円ぐらいの公募の金額を出してきておりまして、再度、選定後に申請書を出し直させている。それで1,500何万という500万の値段を下げたものを2度目に提出させている。そういったことで、きちんとした運営がされていくのか。手配されていた職員に適正な賃金が払われるのか、そういったことを大変心配しているんですけれども、変更された内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

まず1点目の選定委員会の採点の関係でございます。これにつきましては、採点の項目がございまして、その項目ごとにA・B・C・D・Eの5段階評価をそれぞれの委員ごとに採点をしていただきました。そして、その合計点数の一番多い申請者を候補者として選定をさせていただきました。

次に2点目の、八開の児童福祉センターの申請が1団体のみだったという関係でございます。まず指定管理者制度を導入する際に、この施設、先ほど申し上げましたけれども、立田の子育て支援センターと同様の事業をやっていくという施設でございますけれども、その指定管理者を導入する際に、直営、あるいは指定管理者制度の検討をしまして、今回指定管理者制度で募集をかけたものでございます。

それから、事業の収支計画が再度提出されたという関係でございますけれども、この変更につきましては、選定委員会のヒアリングの際に、申請者から事業計画及び収支計画書の協議をしていただきたいという御意見も出まして、その協議に応じるというようなお答えをいただいております。その後、選定委員会の採点の結果、合格点の得点を獲得されましたので、候補者と選定させていただきました。その後に、協議の結果、先ほど議員おっしゃられましたように、収支計画、それから事業計画が変わってきたということでございます。その変更内容につきましては、事業計画につきましては児童館事業、それから地域交流事業等を掲げておられましたが、これが世代間交流事業ということで統一されまして、また収支計画書につきましては、職員の数を減らさず人件費を減少して、事業が統一されたため事業費が減少されたという内容になっております。

○5番（吉川三津子君）

先ほど答弁がないんですが、相対評価か絶対評価でされたのかということ。A・B・C・D・Eと言われたんですけども、何か比較対照するものがあって評価されるのが相対評価なんですけれども、そういったことがどういうふうな形で委員の方に説明されて点数がつけられたのかということをお伺いしておりますので、その点、再度答弁をいただきたいと思っております。

それからあともう1点、先ほど、再度申請書を提出し直していただいたということですが、1度目の二千何百万のもので選定委員会を通り、再度出し直されたものについてはどのような措置がとられたのか。内部で吟味してオーケーということになったのか、そこがよく聞き取れなかったもので、再度御答弁いただきたいと思っております。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

まず採点の関係でございます。先ほど申し上げました5段階、Aがすぐれている、Bがややすぐれている、Cが普通、Dがやや劣る、Eが劣るという5段階の絶対評価で評価をしていただきました。その合計点で候補者として決めさせていただきました。

それから事業計画、収支計画書の変更でございますけれども、現在の段階で内部的に現在の申請書で受理をしておる段階でございます。この関係につきましては、他の施設等もござい

ますので、こういった事業等、これから指定管理者と正式に決まりましてから、そういった事業等の調整を行っていきたいということを考えております。

○5番（吉川三津子君）

絶対評価でされたということなのですが、そう言われると、1団体が2カ所に申請を出しておりまして、内容はほぼ同じですので、絶対評価の点数は同じになるはずですが、一方で相対評価的なことがされ、絶対評価的なことがされ、その辺きちんとした点数のつけ方についての委員への説明が大変欠けていたのではないかというふうに思っております。

それから八開センターにおきまして、人件費が大幅に削減されております。その点において、本当に八開のセンターは主任級の保育士とかそういう方が用意されておりました、本当にこの事業がその給料でちゃんと4年間やっていただけるのか、その辺が大変心配しておりますので、きちんとそれは行政の責任として、八開の管理者の方とお話をさせていただかなければいけないことかと思っております。

お話を伺っておりますと、指定管理者ありきのところがあつたと思います。やはり1団体の場合、どうするのかということは事前にきちんと内部で考えておかなければいけないことではないか。私は1団体なつたとき、不安があれば、私は大きくダウンをさせなければやっていただけないという事情のもと、本当に指定管理者として進めなければならなかつたのかという点については、いまだに自信を持っていだろうということが言えないような状況であります。再度またいろいろお尋ねに行きますので、よろしく願いいたします。

あと今後のサービスについてですけれども、立田の北部のセンターにつきましては、高校生までの障害児の児童デイをしている団体が指定管理者となっておりますけれども、内容といたしまして、障害者とか不登校児のサービスが実施されるというのが特徴の施設になっていくと思うんですけれども、市として、そこを障害児、不登校児、そういった特色を持った施設にしていく方針を持っているのか、また引き受けられた団体におきまして、自主事業はどういったものがされていくのか、そういったものに偏つたようなサービスに流れていくのかということをちょっとお聞きしたいと思つています。

それから、立田の子育て支援センターは先ほど申しましたように、学童保育目的で建設されて、その後、地域の若いお母さんたちの要望で子育てサークルとか読み聞かせのサークルがあつたんですが、その方たちの要望で、図面もできていたものが今の施設になつたという経緯がございます。本当に地域のボランティアもそこにかかわつていろいろ活動するということもできているんですが、今まででき上がったものを今後この施設の中でどう生かしていくのか、その点についてお聞きしたいと思つています。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

まず1点目の、北部の子育て支援センターの関係でございますけれども、まずこの3施設でございますけれども、基本的に子育て支援センター事業と、それから放課後児童健全育成事業、この事業を基本として募集をいたしております。その中で、今回、それぞれの団体がいろいろな事業を考えられまして今回の申請になつたわけでございます。それで、北部の子育て支援セ

ンターにおきましては、障害児の関係の事業等も、先ほど申し上げました二つの事業に加えて、そういった事業も実施をしていくということで申請がございまして、それぞれの地域ごとに基本はありますが、特色のあるセンターとして運営をしていただければということを考えております。

それから2点目の関係でございすけれども、地元の子育てグループの関係でございす。今回の指定管理者の業務の内容の中にも、子育て支援グループの活動支援のための相談、講座等の企画及び実施、また地域の子育て支援に必要な活動を行うといったことが含まれておりまして、地域の団体や関係機関と連携を深めまして、地域の子育ての場として管理運営を行っていただくようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○5番（吉川三津子君）

先ほど部長の方は、同じような施設でしていくと言われて、課長の方は特色を持った施設にしていくと言われて、一体どういう施設を望んでいたのか、大変わかりにくい御答弁だなということを感じて思っております。

あと、20日に公募の締め切りがあって、申請書を配布されたということですが、中でいろんな作業がされ、いつ配布されたのかという疑問もあります。

それからもう1点、私が心配しているのは、施設管理費等の見積もりの甘さもあります。金額を見ましたが、今までどおりの金額がほとんど記してあります。今はほとんど昼間等使われていないんですけれども、そういったものもふえるであろうということ。浄化槽の維持管理費もかかるだろう、そういったことは大丈夫なんだろうか。その辺、説明会等していくべきではなかったかということ。

それから、愛西市においては、他市に比べて私立保育園が大変多い状況であります。少子化で、園児確保の競争が大変厳しくなっております。そんな声も大変耳に入ってくるんですけども、あくまで公募されたのは公共施設であります。この施設の運営に、ほかの民間の保育園の方々が不公平感を感じるような運営がされてはならない。そういったことを市としてきちんと配慮していかなければならないのではないかとこのように思っております。

それからもう1点は、今回の公募によって、草平と勝幡の児童館が今社会福祉協議会の方に委託されております。金額的に多分高いと思います。そういった問題を次年度の社会福祉協議会との委託契約の中でどう反映していくのか、そういった問題も出てくるのではないかとこのように思っております。私も、今回、公募の仕方について不十分な点がたくさんあるなあと、大変厳しいことを申し上げましたが、私はこの指定管理者制度を導入したということについては大変評価をしております。市民のアイデアというものがたくさんあるんだということが児童福祉課の方々もよくおわかりになったと思います。市民と近づくことによって、いろんなアイデアが生まれてくる、そういったことを教訓にさせていただいて、新しい愛西市の指定管理者の仕組みづくりの第一歩に担われたということで、市全体の指定管理者制度をどうしていくか、これからどこの課がしていくか知りませんが、そういったことの中心的な役割を担ってやっていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて質疑を終結いたし、次に移ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第 105号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第14・議案第 105号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

33ページ、34ページの商工費の関係でお尋ねをいたします。

商工業振興資金保証料補助金が増額ということで計上されております。申し込みが昨年比1.7倍になったということですが、これの内訳ですが、設備資金、運転資金というふうに分けられると思いますが、それぞれどのような形の増になっているのか。全体でどのようになっているのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

通告をいただいておりますことに申しわけないんですが、18年度9月末現在59件、申請をお受けしておるわけですが、その運転資金が申し込みとして多かったというふうには記憶しておりますが、借り入れの申請の中での内訳ということについては、ちょっと手元に資料を持っておりません。これで御答弁をお許しいただきたいと思うんですが、業種別のはちょっと拾いだしをさせていただきましたので、こちらの方は報告させていただこうと思うんですが、建設業が17件、製造業が15件、卸売業が5件、小売業が6件、飲食業が6件、医療業が3件、サービス業が7件でございます。よろしく申し上げます。

○24番（加藤敏彦君）

まだ委員会もありますので、それまでに調べていただけたら、内訳をお願いしたいと思います。やはり運転資金が中心に多いということは、営業が大変かなあと。設備だとまた規模の拡大という形で、見方も変わってきますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 勇君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、教育費、小学校費、学校管理費の公有財産購入費の土地購入費ですね。西小学校の土地購入について質問を行います。

この件については、以前の全員協議会の中でも土地購入価格等については説明がございました。今回、緊急ということで価格を設定し、また売買を行ったということで説明がござい

た。そのときにも、議員の中からもさまざまな御意見があったと思います。今後、こうした市が土地を購入する場合、やはり大事なことは、統一した基準をしっかりとつくっていくことだと思います。そうしないと、あそこではこういう形で購入していたにもかかわらず、こちらではなぜ安いのか、あるいは高いのか、どうしてこういう算定基準になるのかというのは問題としてさまざま出てくるということがあります。本来ならば、そのとき、この小学校の土地を購入するときに、その基準があり、その基準に基づいて購入がされるべきだったと。そうしないと、その購入のやり方、あるいは購入費の算定の仕方が前例となり、それに引きずられてしまうということがあって、また大きな問題だというふうに指摘されていたと思います。

そのときにもありましたが、今後、土地を市が購入する場合の価格の決め方について、具体的な算定基準等をどういうふうにしていくのかについて答弁をお願いします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、真野議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず愛西市となりまして、当然御指摘の統一基準的な単価というのはやはり考えなければならぬということは重々承知をしておりますけれども、即、愛西市一本化の単価を設定することがなかなか難しいというふうに判断しております。と申しますのは、旧町村、それぞれのいろんな経緯の中で単価が設定をされてきたということもございますので、当面は一本化というのはしばらく時間がかかるのではないかとこのように思っております。

それで、愛西市となって一つの新しい基準単価、いわゆる用地の取得基準単価につきましては、現在、固定資産路線価格を基準といたしまして、一つの基準というものを今詰めております。それで、一つの考え方といたしまして、地区単位に市街化区域、調整区域に分けて、それぞれ基準単価の設定をしていこうというような考え方で、今検討を進めております。また、それに加えまして、当然用地買収に当たっては、いろんな立地条件とか事業内容等、特殊な事情等も当然出てまいりますので、そういった加算措置についても調整した上で一つの新しい基準というものを設けていきたいというふうに現在考えております。

なお、これは関連でございますけれども、旧町村時代、いわゆる合併前の旧町村におけるいろんな事業が、いわゆる基本構想、基本計画に基づいて実施をされているものもございまして、こういった継続事業的なものにつきましては、例えば一つ例を挙げますと、佐織地区の勝幡駅前広場整備事業、こういったものにつきましては事業が完了するまで、旧町村のそれぞれの単価を用いて進めていきたいという方針を一方では持っております。それで単価の関係につきまして、ここで、例えば平米これぐらいになりますよという単価についてはちょっとお示しできません。ただいま申し上げました、今考え方を持って現在作業を進めております。それで、この問題につきましては、議長のお許しをいただきまして、議会最終日の全協も開催される予定がございまして、その場できちっと皆様方に御報告をさせていただきたいというふうに現時点では考えております。

いずれにしても、それに向けて今作業を進めておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○10番（真野和久君）

今の説明によりますと、当面は単価基準としては固定資産税を基準としながら、各地区ごとに市街化区域と市街化調整区域に分けて設定をするということは、同じ市街化区域でも、それぞれの2地区において、佐織と佐屋の市街化区域においては基準価格が異なるということになるのでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

説明が不足しておりましたけれども、例えば市街化区域の中でも旧来はそれぞれ佐織地区、佐屋地区、基準が異なっておりましたけれども、市街化区域として一本化の単価を設定したいと。市街化区域は市街化区域として、いわゆる佐織地区、佐屋地区一本の単価を設定したいというふうに考えております。

○10番（真野和久君）

ということは、同じ市街化区域であれば佐織も佐屋も同一価格ということですね。地区ごとに一本化じゃなくて、市街化区域である以上、佐織も佐屋もということですか。

○企画部長（石原 光君）

そのとおりです。そういった考えで今作業を進めております。

○10番（真野和久君）

今後は、こうした作業、特に継続事業については旧来の単価でやるということになってきますと、そういった点の基準についても住民の皆さんにもきちんと説明をしていかないことには、同じ時期に用地買収をしながらなぜ違うんだという話にもなりかねないところもありますので、そこはちゃんと調整をしながらやっていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

私は2点お尋ねをしたいと思います。

1点目は、地域づくり振興基金積立金についてです。

この基金は、新市の建設計画では、17年度に28億4,000万の基金を積み立てると。そのため、その95%の26億9,800万円の合併特例債を借りる計画だったと思います。2年ずれて、この計画の35%を借りることになるわけでありますが、残る17億4,800万円も20年度、21年度に全額借りていく予定なのか。このように考えると、今考えている返済計画の市の負担の30%は幾らになっていくのか。そして、返済年限にもよるわけでありますが、今の計画で、お尋ねしたいのは、最近よく言われる実質公債比率ですね。これが愛西市の場合、17年度で県内34市の中で、北名古屋市の3.7%に次いで2番目に低い4.5%になっていますが、ピーク時の実質公債比率というのに何%影響をしていくのか、お尋ねをしたいと思います。

それからもう一つの問題は、使い道であります。条例では、市民の連帯の強化、一体感の醸成、地域の振興に要する経費等に使うとされていますが、他の市の例などをいろいろ調べてみ

ますと、具体的な事業名を上げているところも見受けられると思います。順番から言いますと、まず何に使うのかの計画の検討が先行しなければならないのに、そうしたものがもしないとすると、計画がないのに幾ら借りるのかということが先に来るというのは、これも借金でありますので、3割負担という問題がありますので、先に出てくるのはおかしいではないかと思いますが、今のところ、事業名として具体的に上げていただくとしたらどのようなものが上がってくるのか、もう少し具体的に説明をいただきたいと思います。

それから2点目は、後期高齢者の医療事務費の負担金 10万 9,000円の計算根拠についてお尋ねしますが、先ほども10%、45%、45%という負担金の計算の仕方についての話がありましたが、来年は準備期間で、実質20年4月からでありますので、いわゆる平年度といえますか、20年度からの負担というものはどのぐらいになっていくのか。これは既に概算的に多分検討もされているだろうと思いますが、いま一度説明をいただきたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

地域づくり振興基金についてお尋ねでございますけれども、まず1点目といたしまして、借入額、いわゆる95%借入れができるわけでございますけれども、そのうちの30%相当分が市が負担をすることになります。単純にそれを掛けますと、約9億 5,000万借入れをしますと、愛西市の持ち出しは2億 8,500万程度になるのではないかというふうにとらえております。

それから返済の関係でございますけれども、確かに実質公債比率のお話もございましたが、今年度につきましては10億を積み立てて9億 5,000万借入れると。あとの関係について、じゃあ実質公債比率がどうなるかという部分については、現時点では算定は、まだそういった試算はしておりません。また、来年度以降、そういったものの借入れの予定が定まった中で、一応そういった指数についても試算をしていきたいと考えております。

それから具体的な事業の関係についてお話がございましたが、本市といたしましては、来年、当面考えられるのは市民の一体融和助成、いわゆる文化祭とか、それから納涼祭り、あるいは健康祭り等が考えられるわけでございますけれども、そういった市民の皆さん方が参加するイベントを対象に充当していきたいという考えでおります。

#### ○21番（永井千年君）

ちょっと答弁が一部、つまり満額、26億 9,800万、来年、再来年で借りるかどうかという問題であります。それが1点ですね。

それから、今の文化祭とか納涼祭りとか健康祭りというのは、従来からある事業ですよ。新しいこういう事業をやるから、この基金を使うという、基金の趣旨とちょっとずれてくるんじゃないかと思いますが、つまり従来からの事業だと、いわゆる借りかえみたいな話だけありますし、これらの三つの事業の従来からの金額からすれば、金額はそんなに大きくないと思います。だから、26億 9,800万満額の計画がないにしても、今回の9億 5,000万の借りの使い道については、おおよそこれは何年でどの事業にどのぐらい使うかというのは、この議会できちんと説明をしていただく必要があるだろうと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず借り入れの額の関係でございますが、私どもといたしましては、愛西市が合併特例債、いわゆるまちづくり基金として積み立てる可能な額は28億 4,000万ほど、これが上限です。できますれば限度額いっぱい借り入れをしたいなあという考え方を一方では持っておりますけれども、今後の起債計画、あるいは財政状況も見た中で、順次その辺については考えていきたいというふうに現時点では思っております。

それと、永井議員おっしゃるように、これは一つのとらえ方ですけれども、愛西市としても、将来的には愛西市としての大きなイベントというものも当然私は考えていかなければならないというふうには思っております。当然市のPRにもなってきます。そういったときに、やはり多額な資金というのが必要になってくるんじゃないかと。そういったためにも、このまちづくりの積立金というのは当然必要だというふうに考えておりますが、ただ現時点では、先ほど申し上げましたように、市民の皆さん方が一体的に参加できるイベントと現時点でとらえますと、やはり納涼祭り、文化祭、そういった事業が現時点であるわけでございますが、できればまずそういった事業に基金の一部といいますか、利息が発生するわけでございますが、そういったものを充当していきたいと。ですから、19年度予算の中では当然発生する運用益というのがありますので、そういったものを見た中で、19年度予算の中で反映していきたいと考えております。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

後期高齢者医療事務費負担金ということで御質問がございましたが、この件につきましては、宮本議員の御質問の中でお答えしたとおりでございますが、現段階ではこの20年度分の事務費がどのようになるのか、まだ私どもつかみ切れておらない。また、報告もいただいている状況でございますので、よろしく御理解がいただきたいと思っております。

#### ○21番（永井千年君）

基金の問題につきましてはもう一度確認しておきますけど、新市建設計画の中に28億 4,000万という数字があって、それが100%で、その95%の26億 9,800万ということではないんですか。基金の造成が28億 4,000万ということでよろしいですね。

それで、満額使うのかということについて今、回答がなかったと思うんですが。

#### ○企画部長（石原 光君）

申し上げたつもりでございます。考え方としましては、28億 4,000万、限度額いっぱい積み立てていきたいということを申し上げたつもりでおります。

#### ○21番（永井千年君）

後期高齢者の、この100万 9,000円の計算根拠についてちょっとお尋ねをしたんですが、その説明がないと思うんですが。その説明をしていただければ大体、これ準備基金ですよ。準備資金、準備経費だと思いますので、だから20年度以降、どのぐらいかかるかということについては、当然広域連合の準備をしている中では試算がされているんじゃないですか。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

この件につきましては、後期高齢者医療広域連合への人件費を初めとした事務費に係る市町

村の負担金でございます。先ほど来、宮本議員の御質問の中でもお答えしましたように、この100万9,000円の根拠ということでございますが、均等割で10%、高齢者人口割で45%、人口割で45%というような基準となっております、金額にすれば均等割が15万3,093円、また高齢者人口割が45万7,145円、人口割が39万8,489円ほどになるわけでございますが、これにつきましては人件費を初めとした事務費の負担を市町村へということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

一般会計予算、30ページの生活保護費の医療扶助費から、介護扶助費の3,749万4,000円の補正予算が計上されておりますが、増額の状況と、生活保護世帯の増加状況をお聞かせください。

**○福祉部長（水谷 正君）**

お答えさせていただきます。

ふえておるということは事実でございます、合併時、平成17年4月1日、このときは109世帯でございました。それから1年後、平成18年4月1日現在で120世帯、要するに11世帯の増ということでございます。その後、本年の9月末で122世帯まで増加しましたが、10月、11月で死亡とか転出等が相次ぎ7世帯減少し、11月末現在では115世帯ということになっております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

世帯数は、そういうことでわかりましたが、そういう点では医療扶助、介護扶助がふえているという予算なんです、そこら辺のことも、世帯が増加に伴ってふえているというふうに解釈していいですか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

そのとおりでございます。

**○26番（宮本和子君）**

それで、今相当ワーキングプアの実態が、先日もNHKで放映をされましたが、昼夜を問わず働いても働いても大変低い所得の高齢者や自営業、母子家庭の実態が描き出されて、私も身につまされる思いで見えていたけれども、市民の中にも年収300万円以下の人たちや、またワーキングプアのような人たちの実態をつかんでいますでしょうか。こうした貧困層がふえているということで、生活保護世帯の増加につながっているのでしょうか。その点はいかがでしょう。

**○社会福祉課長（杉 勝巳君）**

生活保護につきましては、あくまでも申請主義というとらえ方をしておりまして、窓口等に見えればきちんとお話を受けて相談に乗って進むという形をとっておりますので、あえていろいろ細かい点は調べておりません。以上です。

○26番（宮本和子君）

生活保護の関係ではそうかもしれませんが、税務課なんかの関係では市民税で年収 300万円以下の人たちとか、それ以下の本当に厳しい生活実態という点では、市民税課とかそういうところをつかんでいないんでしょうか。私は、格差社会が大変広がっているとされておりまして、愛西市も例外ではありません。低所得者のまず実態把握するということがなければ、対策も援助もできないというわけですので、ぜひ 300万円以下の低所得者の実態やワーキングプアの実態把握をぜひ今後もしていただきたいと思いますが、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○社会福祉課長（杉 勝巳君）

生活保護の立場から言うと、そういう部分には踏み込めない部分がありますので。

○総務部長（中野正三君）

今の御質問でございますけど、そのようなものを出して個々の調査をするということは、個人情報関係が出てまいります。ですから、そのような統計的なものはお示しをすることができるかと思いますが、個々の情報まで他の部署にお知らせするということはできかねます。

○26番（宮本和子君）

情報を提供せよという話ではないんです、私が言ったのは。そういう 300万円以下の低所得者の実態や、市民でこういうワーキングプアという人たちの実態をぜひ把握してほしい。市として把握して、今後そういう把握する中でいろいろな対策も生まれてきますので、そういう把握をしてほしいというふうに要望しておるだけですが、そういうことでぜひお願いしたいんですが、その点、お願いします。

○総務部長（中野正三君）

把握はできますけど、それを他の部署に個々の人がある云々というものはできません。ただ、統計的なものを他の部署に示すということはできるという形でございます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、29番・太田芳郎議員、どうぞ。

○29番（太田芳郎君）

それでは、先ほど10番の真野議員の質問と同じ内容でございますが、小学校費の中の公有財産購入費の件でございます。

そもそもこの問題は、学校用地を取得するについての今回の補正でございます。御承知のように、この対応を特別会計で対応したということでございます。なぜそうなったか。実は、私には若干理解できない部分があるんですけれども、本来、予算にないものについては、こういう場合におきましては一般会計の補正で対応するのが一般的な考え方でありまして、特別会計があるから特別会計を使ったというのは違法ではありませんが、決して私はいいやり方ではないと。本来の姿の一般会計の補正で対応していくのがベターな方法であるという私は認識を持っておるわけでありまして。

そこで、今回、特別会計で対応したということでございますが、取得費の明細の経緯を讀ん

でみますと、そもそもこの事案が発生したのは平成18年3月23日に発生をして、そしてるる折衝がありまして、最終的に平成18年4月3日、市長部局へ報告をして、市としてはやむを得ずこれを買うことにしたという説明がなされておりますので、それ以後、事前協議、税務署との関係ですね。そして代金の支払いが6月23日、今申し上げているのは大井町の話です。佐屋町の場合で、永和小学校の話であります、第1回目の支払いが6月23日、第2回目の支払いが平成18年7月5日というふうになっておるんですね。したがって、特別会計で対応したという説明の中には、緊急性があったというお話でございました。しかし、この経緯を見てみますと、極端に言えば6月議会でも補正で対応はできたはずでございまして、それが9月定例議会でも対応されなかった。そして本12月定例議会ですとやっとそれが表に出てきたということになります。

だから、そこら辺のなぜそうなったかということにつきまして、これはかつては私も佐織町時代から議員をずっとやってきましたが、あまりこういった対応はなかったはずでございまして、当初申しましたように、違法ではありませんし、やり方としては本来の姿の一般会計の補正予算で対応していくのが一番ベターな方法であると私は認識しておりますので、その辺、最終的に決断されたのは市長でございまして、その点は市長にお答えをいただいて、あとについてはどなたでも結構でございまして。

それと、今回、この明細を見てみますと、買収単価の決め方ですね。永和小学校で2,076万何がし、それから北河田小学校で2,664万という数字が出ております。トータルで4,740万3,453円ということですが、平米単価が永和小学校で4万2,792円、それから北河田小学校で4万6,605円と。ある意味では、もともとこういった公共用地の買収につきましては、4町村比較してみますと、佐織町が一番高かったという部分もありますし、永和小学校が坪単価に直しますと14万何がしになってきますし、佐織町の場合は15万何がしというふうになってまいります。だから、この辺のところの根拠をまずお示ししたいと思っております。

それから次の問題として、各町村のそれぞれの小学校、あるいは中学校の学校用地は借地部分が非常に多くて、これは昔のいろんな歴史を見てみますと、ある意味ではやむを得ない事情があって、こういう借地方式をとってきたということでありまして、その辺のところは私は十分理解しておるわけですが、問題は今回でも問題になっている借地料が安いと。したがって、お金も必要になったから買ってほしいということだと思っておりますよ。したがって、本来、時代も変わって今日に至って、このままの状態を続けていくのは、決して私はよくない姿だと思っておるわけですが、したがって、それぞれのまだ学校にたくさんの借地部分があるんですね。だから、少なくとも中・長期的な計画を立てて、どのように解消していくかということを考えなきゃならないと思うわけでありまして、もちろん面積的には非常に大きな数字になってきますので、今すぐ買ってくれと言われても買える状況ではございませんので、したがって、中・長期的に計画を立てて、どのように解消していくかということを考えなきゃならないと思うわけでありまして。したがって、その辺の見解をどのようにお考えになっておるかということになります。

そしてもう一つ、これは今回は学校の用地でございまして、これからいろんな問題で学校以

外の公共用地等々の取得が必要になってまいります。そうしたときに、先ほど真野議員の質問の中にもありましたけど、合併後の愛西市として一つの買収の基準をつくっていかなきゃならんということで、それは先ほどの御答弁の中でいろいろと考えておると。したがって、最終日の全員協議会の中でお示しをするというようなお話もございましたので、それはそのときにまた質問させていただきますが、以上4点についてお伺いをいたします。

そしてもう一つ、これはその次の議題に関連しますが、今回、これは駐車場との関連もありまして、トータルで1億7,354万5,000円を土地取得の方へ戻す、一般会計補正予算ですね。こうした場合に、本来ですと会計が違いますので利息が必要ではないかと思うんですよ。今回、これは全く極端な言い方で100円借りたから100円返しておくんだという計上の仕方でありませけれども、果たしてこれでいいかどうか。ちょっと私は自信がないのでお尋ねするんですけど、たしかこれは利息を実勢に合わせた、あるいは法定利息か、そういったものを計上して戻していくのが筋ではないかなと、このように思うんですが、その辺もひっくるめて御答弁をいただきたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

最初の点についてお答えをいたします。

この関係につきましては、地権者の方に借地の継続なども引き続いてという願いをしながら、なおかつ地権者の強い要望の中で結論をさせていただいたわけでございます。

御指摘いただきましたように、補正対応の考え方もあったわけですが、時期的にそうした結論を求められる中で、今回はこの特別会計で取得をし、今般、一般会計で買い戻しをお願いしたというところでございます。

#### ○助役（山田信行君）

それでは、以降の御質問についてまずはお答えさせていただきたいと思います。

まず今回の借地を買収してきた単価の決め方の関係でございますけれども、これは固定資産税評価額の7割を基準として、要は路線価格といったものを基準といたしまして、財産評価審議会で検討した結果、この価格を使うのが適当ではなかろうかと、そういう結論に達しまして、本日、買収してきたわけでございます。

そして次に、借地料の関係の御質問でございましたけれども、やはり借地の関係も、小・中学校だけでも1万7,000平米近い借地を今しておる現況でございます。こういったもの、一気に買うことができませんし、またこの借地料、4地区でも金額もばらばらでございましたし、またその借地料を払っている土地についての固定資産税の課税についても、課税の地区、また非課税の地区、まちまちでございました。こういった関係を是正するために、今財産評価審議会が愛西市なりの考え方をまとめよということで、今いろいろと使用目的だとか、そういった関係も含めまして検討しておるところでございますし、早いうちに統一的な考え方をお示ししたいと考えているところでございます。

あと利息の関係の御質問もございましたけれども、やはり土地開発公社で先行取得をするようなケースがございます。そういった場合には、公社と構成している市町村とは全く経理が別

個でございますので、こういった場合には御指摘のように利息を含めて償還をさせていただくことになっております。しかしながら、愛西市の場合、一般会計と特別会計、同じ自治体の中で利息の関係をどのように精算するかということについての適当な基準はございません。そういったところから、私どもは同じ会計間でございますので、今回のことにつきましては利息を加えずに買い戻すというようなことをやらせていただいたようなわけでございます。以上でございます。

#### ○29番（太田芳郎君）

一番最初の市長にお答えをいただいた部分であります。先ほど僕が申し上げましたように、4月3日に決断をして、事前協議に入って、6月23日に支払っておるわけですね。したがって、これはやり方によっては6月の補正でも間に合ったかもしれませんし、また間に合わなければ9月という手もありましょうし、あるいは臨時ということも考えられるわけですよ。それで十分僕は対応できたのではないかと思いますし、これは地権者の方も、この公共自治体の考え方として、そういう事案が発生したときは、補正なりをして議決を経てしかできないから、これこれお待ちくださいというのは御理解いただけると思うんですけどね。どうでしょうか。これは結果論ですけど、そうお話しすれば、一般会計の補正予算で十分、6月でも対応できたし、臨時でもできたし、それが9月も出なかったのが、12月に出てきたとなりますと、これが今の話で特別会計は利息が要らんと。公社のようなどころだったら、長くなれば利息がかさんでいくわけですよ。そういうことも考えられますから、決してそれは賢明な選択ではなかったと僕は思いますが、市長、いかがですか。

#### ○市長（八木忠男君）

御指摘いただいた点、今後十二分に私ども意として進めてまいりたいと思っております。

#### ○29番（太田芳郎君）

それからもう一つの、先ほど申しました借地の今後のあり方については、これはまさに一般の借地料と比較しますと非常に安いんです。したがって、これは学校だから、教育のためだからということもあって非常に安いという部分がございます。しかし、このまま続けていけば、当然そういったものも一つの要因となって、同じようなケースが出てくる可能性は大にあると思いますので、そこら辺も予測しながら、中・長期的な計画を早急に御検討いただいて、それなりの対応をしていく準備があるのではないかと思いますので、再度、この点についてお願いをいたします。

#### ○助役（山田信行君）

ごもっともな御指摘でございますので、そういった方向で努力をさせていただきたいと考えております。

#### ○29番（太田芳郎君）

最後に、学校用地以外の公共用地につきましては、今検討中でありまして、案が出てきたときにまたそれなりの質問をさせていただきますが、今回の小学校の取得単価が非常に高いわけです。佐織の場合は、ある程度理解できるんですけど、佐屋町の場合は7割アップぐらいにな

っていますので、この辺をどうしていくかということで、今検討されている今後の単価の基準が恐らくこれより下回るのではないかと僕は予想しておるんですけど、そうするとギャップが出てきますよね。その辺でどう対応していくかというのが非常に心配をするわけですけど、いずれにしても全協で出た時点で、またそれなりの質問をさせていただきますので、本席では以上にしておきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ありませんので、ここで10分間休憩をいたします。

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第106号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第15・議案第106号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第107号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第16・議案第107号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

保険給付費の補正について、決算見込みに合わせたという説明がされましたけれども、この10月1日から変わったところとか、あるいは1割の方が、所得の制限が変わることによって高額な方が早くも来年4月に先駆けて2割に上がったりとか、今年度もこの医療制度の改悪に伴ってさまざまな変化が生まれていると思いますが、この一般被保険者、退職被保険者、それぞれ11月末の支払いですね。つまり9月分ですかね、2ヵ月ずれていますから。この保険給付費の金額からどのように推計をしたのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それから2点目は11ページですか、保険財政共同安定化事業の拠出金ですが、これも30万円

以上の高額療養費の共同事業だということ、新しくということの説明が簡単にありましたけれども、これをもう少し詳しく説明いただけないでしょうか。

金額が大変大きいですね。2億 3,759万 4,000円ということで、どうしてこのような数字になるのかという説明をもう一度お願いしたいと。

それで、愛西市としての現状で、安定化事業の拠出金を出しているお金と、逆に受け取っているお金、この関係はプラスマイナスというのか、例えば今年度についてはどういう状況にあるのか説明をいただきたいと思います。今度の制度が変わることによって、それがどのように変化をしていくのか説明をいただきたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

先ほど保険給付費の関係につきましては、本年度の途中までと昨年の実績を参考に、年間の見込み額を推測いたしておるところでございます。その中で、退職者分について、対象者数が増加したことに伴いまして16%ほどの増を見込んでおります。この対象者がふえたということでございますが、本年4月末現在で5,436人でありましたものが、9月末現在で5,678人、したがって242人の増となっております状況で、この退職者医療費が増額したことに伴いまして補正をお願いするものでございます。

2点目の拠出金の関係でございますが、従来80万円以上の高額な医療費を対象とした財政的な共同事業ということで実施をいたしておりましたが、今回、新規に30万円以上の医療費に対しても同じように共同事業を行うということで、今までは対象にならなかった分がこのたび対象になったということで、この予算上は、拠出いたします金額と交付される金額が同じ金額になっておりますので御理解がいただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

この退職被保険者と一般被保険者の関係で、新聞にも例の「旧佐屋町が過大請求」というタイトルで載ったことがありますよね。このプラスマイナスというのはどこで直されるんでしょうか、説明いただきたいと思っております。減って、一般被保険者と退職医療費の人数が変わることでしょうか、過年度について。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

それではお答えをさせていただきます。

国の会計検査に伴う一般被保険者と退職者被保険者の関係の色分けはどのようになされるのかということでございますけれども、基本的に御指摘を受けましたのは国庫の補助の対象のあり方について誤りがあったために、国庫補助の国庫の負担金部分について錯誤が出てきたということで、その帳じりといいますか、償還分については当然国の方へお返しをいたしますけれども、受給者の色分けそのものについては、その時点にさかのぼって計数上の整理がなされておりますので、特段、この18年度の数値をその当時の誤差分をさわるという行為は必要ございませんので、御理解ください。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第 108号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第17・議案第 108号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

1点ですが、介護保険サービス事業勘定繰出金が減っているわけですが、その理由は何か。

また、2点目は、4月からの介護保険給付費の状況はどうなのか。今後の給付の増加・減少の見込みはどう考えているのか、お尋ねいたします。

○福祉部長（水谷 正君）

御答弁させていただきます。

減の理由はということでございます。これは、介護サービス事業勘定繰出金の減の理由でございますが、人件費の精査の結果、不用額が見込まれますので、その分、繰出金が減るものがございます。

次に、介護保険給付費の状況はということでございます。御答弁申し上げます。

まず介護予防給付についてでございますが、平成18年4月サービスと9月サービス費の実績の状況を比べますと、4月サービスが42万4,000円、9月サービスが374万5,000円となり、332万1,000円の増加となっております。要因といたしましては、介護保険制度の改正に伴い、改正前の要支援の方を保険給付の取り扱い、新しい要支援1及び要支援2の要介護認定を受けた方について予防給付の取り扱いとなり、18年度予算の予防給付として給付しておることとでございます。

改正前の要支援の方は、従前から予防給付の取り扱いでしたが、制度改正に伴い、改正前の要支援が切れるまで経過的要介護として位置づけられ、予防給付ではなく保険給付で取り扱うということとでございます。このような制度により、4月以降に更新等で新しい認定を受け、要支援1及び2の方について介護予防給付になってまいります関係で、4月以降は新認定をした要支援1・2の認定者が増加しますので、予防給付について増加しておるが現状でございます。

次に保険給付でございますが、こちらも平成18年4月サービスと9月サービス費の実績の状況を比べますと1億9,731万4,000円から2億674万円となり、942万6,000円の増加となっております。経過的要介護の方が新認定後要支援となった場合は、先ほどの話と逆になり、順次保険給付から予防給付へ移行していきませんが、保険給付は横ばいでございます。結果的に介護給付費も増加しておるというのが現状でございます。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

そういった点では、介護保険の改正によって介護予防給付は要支援の1・2という人たちがこちらの方に移って、また介護給付については多少でこぼこがありますけれども、ふえたり減ったりということがあるんですが、制度が改正されて、介護予防の点ではどのような成果があるのか。また、介護保険料の値上げで高齢者の控除の廃止や減税の半減などで、生活を切り詰める高齢者が大変多くなっているわけですが、そういう点で介護サービスを控える高齢者の実態はどのようになっているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○高齢福祉課長（石黒貞明君）

介護予防事業の成果でございますけれども、まだ制度改正後半年ちょっとしかたっておりませんので、現段階では事業等、旧町村からの引き継ぎの事業もやっておりますし、新年度に向けて4町村統一した事業をとということで新年度は考えさせていただいておりますので、成果というものはまだ目に見えたものは出ておらんということで、御理解を賜りたいと思います。

あと、サービスを控える云々の実態ということでございますけれども、例えば9月でも福祉用具等を控える方がおるのではないかとございましてけれども、実際、9月で経過措置が過ぎたわけでございますけれども、9月サービス分と10月サービス分を比べますと、件数的に予防の方で16件の減でございます。それと介護の方の福祉用具の貸与でございますけれども、これで20件、合計36件というものがサービス利用者の減ということになりましたけれども、そのおのおの方につきましては、包括の職員及びケアマネジャー等がいろいろ相談に乗っておりますので、特別控える云々の事情というのは難しい案件は聞いてございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

介護給付費の11月末予防給付費と介護給付費を合わせたものが14億 6,644万 8,764円という数字になっているというふうに伺ったんですが、他市、例えば弥富市なんかは相当な減り方だと、給付費が予算との関係で。そういった自治体も出てきているんですが、今回補正が組まれていないということは、愛西市についてはほぼ予算どおり執行される見込みであるというふうなことなんでしょうか。その点だけ説明いただきたいと思います。

○高齢福祉課長（石黒貞明君）

18年度予算につきましては、第3期の介護保険計画にのっとり予算計上させていただいております。それで、保険給付の全体の金額としましては計画内に入っておりますけれども、予防給付の方は4月からずっと始まったわけでございますけれども、当初ですと2億 9,000万ばかり年間で見込んでおったわけでございますけれども、そこまでの給付はしておらんということで、介護認定はするのだけれども、サービスを使ってみえない方、また要支援1とか要支援2が始まったばかりですので、その関係もありまして予防給付費の方は計画どおりには支出しておりませんので、よろしく願いをいたします。

ただ、介護給付費の方は、先ほど部長も申し上げたんですけれども、若干右肩上がりということで伸びはありますので、3月の時点で補正をお願いするかもしれませんので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他にございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第 109号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第18・議案第 109号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第 110号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第19・議案第 110号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第 111号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第20・議案第 111号：平成18年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第 111号についてお尋ねいたします。

7ページの中部浄水場水源栓、取水栓の改修工事についてですけれども、この工事の内容について、それからどのくらいの効果が期待できるのか。また、住民への影響はあるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○上下水道部長（若山富士夫君）

委託料の関係でございます。要は中部浄水場の井戸を掃除させていただきたいという関係の予算でございます。

それで、どういう作業内容かというようなお尋ねでございますが、ちょっと詳細に述べさせていただきますと、まず最初に今の取水ポンプを撤去させていただいた後に、エアリフト浚渫工ということで、これで埋設物、砂を取らせていただくと。この砂を取るにつきましても、本来ですと20数メートルのストレーナー部があるんですが、全部やっちゃうとかえって井戸が崩壊するというようなことで、まずは半分ぐらいなら大丈夫だろうというような専門家の意見もお聞きしまして、半分ぐらい取らせていただくと。その後、ストレーナーの半分ぐらいのところを掃除としてベリング洗浄工という、要するにケーシング内径に近いベラーという、蛇腹みたいなものでくしゅくしゅやるものですが、それを上下運動させまして、ベラー先端の弁が開閉して水撃作用、要はそのときに中にある水がきゅっと押し出されることによってぶわっと横へ噴射すると。そういうものを利用して、中の阻害要因、要はあかとかいろんなものを取っていくと。そして、穴があくようにするという作業をしていただくと。そして、その後、揚水試験を実施、要はこれは流量計をつけて、仮設の配管を設置して一度どのぐらい掃除ができておるかということを確認して後に、今度、当然濁っておりますので、その濁り水の処理をして清浄な水にして運転を可能にすると、こんなような作業工程を予定いたしております。

なお、この予定について住民の方々に御迷惑をかける格好になるわけでございますが、おおむね工期的には10日ほどかけてやりたいと。なぜ10日かといいますが、10日以上かけますと、承認基本水量といまして、一定の水を、当然年間県水と契約をしておるんですが、1割をオーバーしますとむちゃくちゃ高い水道料金になるということで、これはあくまでも10日以内で何とかおさめないかんということで考えております。

できる限りこういうふうで、住民の方々に迷惑をかけない範囲で、2月下旬から3月上旬の一番水の使用量が少ない時期を見計らって作業をさせていただきたいと、このようになっております。以上でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今、愛西市の水道が持っている状況の中で、一番効果的な形での洗浄工事を行われるということですが、効果としてどの程度の効果を、以前の質問の中でも能力は4割減しているという調査結果を踏まえて今回の提案になっておりますが、どの程度の回復を見込むことができるのでしょうか。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

なかなか最後、専門業者もやってみないと井戸の掃除というのはわかりにくいという答えですが、私どもとしてはせめて、当初、設置されたときの半分までぐらいに戻れたらという期待を込めてさせていただこうと思っております。以上です。

#### ○24番（加藤敏彦君）

水道の井戸の水につきましては、水道料金との関係が大変大きく、今回の工事が順調に行われて、そして自己水源の拡大につながり、またそれが水道料金の維持にもつなげるようなこと

を期待して、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・委員会付託について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第92号から議案第 111号、陳情第14号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付をいたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

明日の継続議会は午前10時より再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後 4 時40分 散会

